

(第一類 第二号)

第一百二十三回国会 地方行 政 委 員 会 議 錄 第 二 号

(九〇)

平成四年三月十日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長

中島 正之君

理事 福永 信彦君

理事 増田 敏男君

理事 中沢 健次君

井奥 貞雄君

佐藤謙一郎君

谷 洋一君

西田 司君

森田 一君

小川 信君

北沢 清功君

山口 鶴男君

吉井 光照君

高木 義明君

出席國務大臣

自治大臣

國家公安委員會委員長

出席政府委員

内閣總理大臣

警察廳警務局長

警察廳長官

警察廳長官房

長官

高岡 完治君

安藤 忠夫君

鈴木 良一君

井上 幸彦君

同日 辞任

佐藤謙一郎君

森 喜朗君

神田 厚君

高木 義明君

補欠選任

森 喜朗君

自治省行政局公務員部長

吉田 弘正君

自治省財政局長

湯浅 利夫君

自治省稅務局長

杉原 正純君

消防厅長官

浅野大三郎君

国土厅計画・調査課長

柴崎 徹也君

国土厅地方振興局総務課長

斎藤 恒孝君

国土厅地方振興局総務課長

木寺 久君

法務省入国管理局長

大久保慶一君

局警備課長

木寺 久君

厚生省社会局庶務課長

龜田 克彦君

厚生省社会局保謹課長

酒井 英幸君

厚生省保険局国民健康保険課長

辻 哲夫君

建設省都市局都計画課長

林 桂一君

自治大臣官房審議官

松本 英昭君

地方行政委員会調査室長

渡辺 功君

補欠選任

佐藤謙一郎君

森 喜朗君

高木 義明君

同日 辞任

森 喜朗君

ります。

以上が、平成四年度の地方財政計画の概要であります。

○中島委員長 以上で説明は終わりました。

○中島委員長 次に、内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び警察法の一部を改正する法律案の各条を議題とし、順次、趣旨の説明を聽取いたします。塙川国務大臣。

地方税法の一部を改正する法律案  
地方交付税法等の一部を改正する法律案  
警察法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○塙川国務大臣 ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び警察法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

まず、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。  
最近における社会経済情勢等にかんがみ、地方税負担の適正合理化を図るために、個人住民税所得割の非課税限度額の引き上げ、住宅及び住宅用土地に係る不動産取得税の税率等の特例措置並びにともに、非課税等特別措置の整理合理化等、所要の改正を行なう必要があります。  
以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。  
その第一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。  
個人の道府県民税及び市町村民税につきましての改正であります。

は、低所得者層の税負担に配慮するため、所得割の非課税限度額の引き上げを行うこととしております。

その二是、事業税についての改正であります。

事業税につきましては、医療法人等が行う指定老人訪問看護事業に係る老人訪問看護療養費について課税標準の算定方法の特例措置を講じることとします。

その三是、不動産取得税についての改正であります。

不動産取得税につきましては、住宅建設の促進を図るため、住宅及び一定の住宅用土地の取得に伴う過渡措置を一年度間延長する等の措置を講じることといたしております。

その四是、自動車税及び自動車取得税についての改正であります。

その四是、自動車税及び自動車取得税についての改正であります。

その四是、自動車税及び自動車取得税についての改正であります。

特種土地保有税につきましては、三大都市圏の特定期間の市街化区域内において取得される一定規模以上の土地に係る課税の特例措置の適用期限を一年間延長する等の措置を講することといたしております。

その七は、事業所税につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する登録廃棄物再生事業者の事業の用に供する一定の施設に対する資産割及び新増設に係る事業所税の課税標準の特例措置を創設する等の措置を講じることといたしております。

その八は、国民健康保険税についての改正であります。

国民健康保険税につきましては、課税限度額を現行の四十万円から四十六万円に引き上げることととしております。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨であります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案についての提案理由とその要旨について御説明申し上げます。  
その五は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。

固定資産税及び都市計画税につきましては、公害防止設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の整理合理化を行なうほか、電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設する等の措置を講じることといたしております。また、三大都市圏の特定市に所在する一定の市街化区域農地に対して課する平成四年度分の固定資産税または都市計画税につきまして、当該市街化区域農地が平成四年十二月三十日までに一定の理由により市街化区域農地以外の農地となることができるとしてあると市長が認める場合には、農地課税相当額を仮に算定した税額として徴収することととする等の措置を講じることといたしております。

その六は、特別土地保有税についての改正であります。

特別土地保有税につきましては、三百七十億円を加算した額から、特例措置額八千五百億円、返済額二百七億六千万円、交付税特別会計借入金元利償還額九百二十八億円を控除した額とすることがあります。

また、このうち特例措置額八千五百億円に相当する額については、平成六年度から平成十三年度までの地方交付税の総額に加算するとしておりま

す。

次に、平成四年度分の普通交付税の算定につきましては、自主的、主体的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費の財源を充実することとして、新たに企画振興費を設けることとしております。

また、高齢者の保健福祉の増進、生活保護基準の引き上げ等福祉施策に要する経費、国民健康保険

財政についてその安定化のための措置等に必要となる経費、自然環境の保全、廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費、道路、街路、公園、社会福祉施設、清掃施設等住民の生活に直接する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、義務教育施設の整備、学習用教材の拡充、私学助成

費、消防救急業務の充実等に要する経費並びに地域社会における国際化及び情報化への対応に要する経費の財源等を措置することとしております。

さらに、平成四年度に限り、土地対策の推進に

地方財政の現状等にかんがみ、平成四年度分の地方交付税の総額について特例措置を講じるとともに、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正する等の必要があります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申しあげます。

まず、平成四年度分の地方交付税の総額についての改正であります。

では、地方交付税法第六条第二項の額に二百十億円を加算した額から、特例措置額八千五百億円、

返済額二百七億六千万円、交付税特別会計借入金元利償還額九百二十八億円を控除した額とすることがあります。

また、このうち特例措置額八千五百億円に相当する額については、平成六年度から平成十三年度までの地方交付税の総額に加算するとしておりま

す。

次に、平成四年度分の普通交付税の算定につきましては、自主的、主体的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費の財源を充実することとして、新たに企画振興費を設けることとしております。

また、高齢者の保健福祉の増進、生活保護基準の引き上げ等福祉施策に要する経費、国民健康保険

財政についてその安定化のための措置等に必要となる経費、自然環境の保全、廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費、道路、街路、公園、社会福祉施設、清掃施設等住民の生活に直接する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、義務教育施設の整備、学習用教材の拡充、私学助成

費、消防救急業務の充実等に要する経費並びに地域社会における国際化及び情報化への対応に要する経費の財源等を措置することとしております。

さらに、平成四年度に限り、土地対策の推進に

資するため土地開発基金費を、高齢化社会に対応

し地域福祉の向上を図るために地域福祉基金費を、

地方財政の健全化を図るために臨時財政特例債償還

基金費を設けることとしております。

以上が、地方交付税法等の一部を改正する法律

案の提案理由及びその要旨であります。

次に、警察法の一部を改正する法律案の提案理

由とその要旨について御説明申し上げます。

最近における暴力団情勢にかんがみ、警察にお

ける暴力団対策の総合的かつ効果的な推進を図る

ため、警察庁刑事局に暴力団対策部を設置し、そ

の所掌事務を定めるとともに、最近の警衛を取り

巻く情勢にかんがみ、事務のより効果的な推進を

図るため、警衛に関する事務を警察庁刑事局保安

部から警備局に移管するほか、所要の規定の整備

を行う必要があります。

以上が、この法律案を提案した理由であります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上

げます。

第一に、暴力団対策部の設置についてであります。

これは、警察庁刑事局に「暴力団対策に関するこ

と」を所掌する暴力団対策部を新たに設置するものであります。

第二に、警衛に関する事務の移管についてであります。これは、警衛に関する事務を現在の警察庁刑事局保安部から新たに警備局に移管するものであります。

その他、この法律案では、警察庁の長官官房、

局または部の所掌事務の一部を総括整理する職の

設置に関する規定を整備すること、警察官をもつて充てることとされる警察庁に置かる職に警察

庁の部長を加えること等所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

### ○中島委員長 以上で説明は終わりました。

○中島委員長 この際、地方税法の一部を改正す

る法律案について議事を進めます。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。中谷元君。

○中谷委員 ただいま御説明をいただきまして地

方税等の改正につきまして御質問をさしていただ

きます。

私たちは今、世界的にも戦後の米ソ冷戦構造の

崩壊に伴う非常に大きな変化の中で生きているわ

けでござりますけれども、これから将来を展望

していくとしても、アメリカの大統領選挙や旧ソ連

の共和国間の民族紛争がどうなるか、それから中

国なんかでも、李鵬氏や鄧小平氏につきましても

保守派の方から批判が出ていているということで、非

常に不安定、不透明な時代になってきているわ

けであります。この世界の動きにつきまして二

つの流れが出てきているんじゃないかと思いま

す。

これは、警察庁刑事局に「暴力団対策に関するこ

と」を所掌する暴力団対策部を新たに設置するものであります。

第二に、警衛に関する事務の移管についてであります。これは、警衛に関する事務を現在の警察

庁刑事局保安部から新たに警備局に移管するものであります。

第一に、暴力団対策部の設置についてであります。

これは、警察庁刑事局に「暴力団対策に関するこ

と」を所掌する暴力団対策部を新たに設置するものであります。

第二に、警衛に関する事務の移管についてであります。これは、警衛に関する事務を現在の警察

庁刑事局保安部から新たに警備局に移管するものであります。

第一に、暴力団対策部の設置についてであります。

これは、警察庁刑事局に「暴力団対策に関するこ

と」を所掌する暴力団対策部を新たに設置するものであります。

第二に、警衛に関する事務の移管についてであります。これは、警衛に関する事務を現在の警察

庁刑事局保安部から新たに警備局に移管するものであります。

第一に、暴力団対策部の設置についてであります。

これは、警察庁刑事局に「暴力団対策に関するこ

と」を所掌する暴力団対策部を新たに設置するものであります。

第二に、警衛に関する事務の移管についてであります。これは、警衛に関する事務を現在の警察

庁刑事局保安部から新たに警備局に移管するものであります。

○杉原政府委員 今回の税制改正の基本的な考え方についてのお尋ねでございますけれども、今述べられましたような全体的な国際情勢あるいは社

会情勢の中で、我が国経済は、近年の好況を支え

てまいりました諸要因がいろいろさま変わりしつ

つあるということが言えると思います。

したがいまして、そういった背景のもとで、平

成四年度の税制改正に当たりましては、現下の經

済に対する影響をできるだけ小さくするという配

慮が求められる、一方、景気動向を反映いたしま

して税収が必ずしも十分でないということで、何

としても極力税収の確保に努める必要がある、こ

んなことがございました。こういった事情から、

してみましても、アメリカの大統領選挙や旧ソ連

の共和國間の民族紛争がどうなるか、それから中

国なんかでも、李鵬氏や鄧小平氏につきましても

保守派の方から批判が出ているということで、非

常に不安定、不透明な時代になってきているわ

けであります。この世界の動きにつきまして二

つの流れが出てきているんじゃないかと思いま

す。

これは、警察庁刑事局に「暴力団対策に関するこ

と」を所掌する暴力団対策部を新たに設置するものであります。

第二に、警衛に関する事務の移管についてであります。これは、警衛に関する事務を現在の警察

庁刑事局保安部から新たに警備局に移管するものであります。

第一に、暴力団対策部の設置についてであります。

○杉原政府委員 平成四年度の地方税収入見込み額といったしましては、総額で三十四兆二百四十億円ということで、前年度、平成三年度の当初に比

べました。いわば四・一%の増ということになるとど

う思っております。

他方、もう一つの大きな柱でございます個人住

民税関連につきましては、前年の所得課税であ

る影響からいたしまして大きな増税措置、いすれ

もとり得ないような状況にあったということが言

えるかと思います。そういった結果、地方税制改

正は例年比べまして小規模なものにとどまつた

ものと思つております。

したがつて、今回の地方税制改正の内容とい

しましては、そついた最近におきます社会経済

情勢にかんがみまして、地方税負担の適正合理化

を図るため緊急に措置しなければならない事項と

して、具体的には個人住民税の所得割等の非課税

限度額の引き上げでありますとか、あるいは新し

い自動車排出ガス規制に適合いたしました自動車へ

の買いかえに係ります自動車関係税の税率の軽減

でありますとか、さらには、住宅及び住宅用土地

に係ります不動産取得税の税率等の特例措置の延

長、そして非課税等特例措置の整理合理化、こう

いった点に絞りました改正といった形で御提案申

し上げている次第でございます。

○中谷委員 だからもう一つの社会現象でござ

ります地価の問題がござりますけれども、このた

う点がございましたけれども、非常に日本経済、

急速に景気が落ち込んでいるというふうに言われ

ておりますけれども、このような地方税の見込

み及び見通し、それから現在の経済状態につきま

す適正な時価を評定するという方法によつて

いると思います。

○杉原政府委員 固定資産税におきます土地の評

価、これは三年に一度やっているわけでございま

すが、これは、売買実例価額から求められます、

立地られたわけでございますが、この理由と、そ

のから、この公示価格の七割という数字は一体ど

う思つておられるでしょうか。

わけでござりますけれども、お説のような最近の  
ような地価高騰の影響を受けまして、地価公示価  
格との関係ということで見ますとかなりな差が生  
じております。しかも、それが地域的にばらつき  
が、不均衡が生じていいということになつていい  
わけでございます。

そこで、土地基本法十六条の趣旨でござりますとか、あるいは昨年一月に閣議決定されました総合土地政策推進要綱などの趣旨を踏まえまして、平成六年度の評価がえに当たりましては、地価公示価格の適正化ということも前提になりますが、そういった適正化等とも相まちまして、地価公示価格の七割程度を目標にとにかく固定資産税評価の均衡化、適正化を図っていきたい、そういう基本的な方針を立てておるわけでございます。そういうことによりまして、公的な評価の一つでござります固定資産税の土地の評価に対しましては、國民の信頼、それがひいては市町村の基幹税目であります固定資産税そのものに対する信頼を確保するものとなるものというふうに考えるわけでございます。

そこで、地価公示価格を日安にその七割という基本方針の、その七割とは一体どういう根拠でから、というお尋ねでござります。公的評価につきまして、「元化」というお話をございますが、それぞれの制度の趣旨でござりますとか、経緯がござりますかから、「元化」というものは直ちに困難でございますけれども、固定資産税の評価につきましては、先ほどの申し上げました土地基本法などの趣旨に基づきましてできるだけ公的評価相互間のバランスをとることと比較いたしますと、固定資産税は御案内どおり、不動産をいわば継続的に保有する、それを前提にいたしまして毎年課税するという税金であるとの差といったものを勘案しながら、また、昭和五十年代の比較的地価が安定しておりますこと、地価公示はいわば取引の指標として用いられるものでござりますので、そういった両制度の趣旨の差といったものを勘案しながら、また、昭和五十年代の比較的地価が安定しておりますこと

地価公示価格に対します固定資産税の評価割合のいわば実績が七割程度といったこともあったということもございまして、こういった観点、総合的に勘案いたしまして、地価公示価格といったものを一つの物差しにいたしまして、その七割程度ということでお評価の均衡化、適正化を図つてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○中谷委員 そのような趣旨に基づいて七割という数字が出てきたそうでございますけれども、現実に、全国の標準地の路線価と現在の地価公示最高価格とを比較してみると、甲府市が五九・二%で最高、最低は京都市の一四・六%と、極めて大きな差があるわけでござりますが、この七割とするということでお評価額が変動するのか。

そしてまた、すべての自治体できちっとした評価の見直しが行われるということでございますけれども、一体どのようにして地方自治体を指導していくかれるのか、その方針についてお話をください。

○杉原政府委員 地価公示価格の七割程度を目途に評価の均衡化、適正化を図ることで申し上げましたが、平成六年度の評価がえは、実際にはことしの七月一日を基準にいたしまして、それからいわば作業がスタートするわけでござります。それで、七月一日現在の都道府県地価調査はまだもちろん出ておりません。また、参考にいたしまます本年一月一日現在の地価公示価格の結果もまだ公表されておりません、判明いたしておりません。そういうた、現時点で、一体これらの作業を通じまして平成六年度の評価がえの状況がどうなるかということは、正確な見通し立てることは大変困難でございます。

ただ、御指摘の例で申されましたように、地価公示価格の七割程度ということになりますと、地域によりましては、現在の状況から判断いたしましても相当な評価上昇ということが見込まれるのと思っております。ただ、最近の大都市を中心においたします地価の下落ないしは安定化の傾向をして

見ますと、こういった評価上昇率を若干でも緩和することになるのではないかだろうか、それは土地評価の均衡化、適正化を推進する上では一つの新しい地価の動向になつてゐるだろうと思つておりますけれども、具体的にどの程度の評価額が変動あるいは評価上昇になるかということは、だいま申し上げましたように、これからは作業地価の動向を踏まえた上でございませんと今上げることができないことを御理解いただけます。

それから、そういうふうに現在はしばらくでありますがとにかく問題の一つの大きな点でございます。そこで、すべての地方団体できちんととした価値をしてバランスをとつていただきたい、こうすることでござりますけれども、現在固定資産の価につきましては、自治大臣の定めております一定資産評価基準というものがござりますが、この価基準によつて市町村長は価格を決定しなければならない、こういうことになつておりますし、一定資産の評価の均衡化、適正化を確保するたために、この今申しました評価基準の中では、自治大臣が県庁所在の指定市につきまして、また都道府県知事につきましてはそれ以外の市町村につきして、それぞれ基準地価格の調整を行いまして、また市町村全体の評価額の決定に必要な平均価の指示を行うということによりましてバランスをとるという規定になつてござります。

平成六年度の評価が既に当たりましても、こした規定に基づきまして、先ほど申しました地価公示価格の七割程度を目標として基準地価格の調整を行いますとともに、その基準地価格をもとに算定されます平均価額の指示を行うことによりまして、市町村における評価といったものが全体的にバランスのとれたものになるよう努めてまとめる必要があると思いますし、またそうならないちゃならない、かよううに考えております。

○中谷委員 三年前の参議院選挙でも税の問題で大衆の心理反応というのは非常に過敏なわけですからね、さあますけれども、固定資産税となると、今度

市町村長も巻き込んだ非常に大きな争点にもなつてゐる。中止しては、この評価がえは、先ほど申しましたように、とにかく現在余りにもばらばらである、不均衡である、あるいは必ずしも適正でないといった評価の均衡化、適正化をまず図ることに大きなる目的を持つておるわけでございます。それ自身を一つの目的としているわけでもございません。しかし、お話をございましたように、その評価の均衡化、適正化を図ることによつて、納税者の負担に激変を生ずるというようなことがありましては大変な問題でございます。ですから、評価がえに伴います納税者の税負担につきましては、当委員会の特別決議もございますが、なだらかな負担調整措置を導入いたしますとか、あるいは住宅用地、特に小規模な住宅用地につきましての軽減措置をさらに拡充するとか、あるいは住宅用の建物につきましての経年減価なども見直すといったようなことによりまして、税負担に急激な変化が生じないような総合的かつ適切な調整措置を講ずる必要があるうと考へております。

ただ、先ほど申しましたように、評価がえの作業、これから始まるものでござりますから、具体的にどの程度の評価上昇になるのか、したがいまして、どの程度の税負担に変動を生ずるのか、その辺をよく見きわめまして、そついた評価がえの状況も勘案しながら、平成六年度実施を前提にいたしまして平成五年度税制改正において検討することといたしております。仮に評価の適正化に伴いましてそういういろいろな調整措置を講じましてなお増収分が生ずるというような場合につきましては、お話をのような住民税の減税も含めまして住民の総合的な税負担のあり方について十

分な検討をしてまいりたい、かように考えております。

なお、農地、山林の評価につきましては、宅地と異なりまして、基準とすべきいわば地価公示指標といったような指標が存在いたさないわけでございますが、農地、山林につきましての地価動向、そういったものを勘案しながら評価がえの作業を進める、これは從来からしているわけでございますが、そういった同様な考え方のもとに、農地、山林につきましても当然それぞれ均衡化、適正化を図るように努めてまいりたい、かように考えておる次第でござります。

高くつくというような点につきましては、現段階では、例えばトンネルの延長でござりますとかあるいは橋梁の延長というようなものを用いまして割り増し経費を算入しているわけでございますけれども、今御指摘のような山地面積というようなものを基準にできないかという点について、これも一つの有力な補正方法ではございますけれども、山地の態様によって道路といふものの本数が決まってくるというようなものでもないといふところございまして、道路に係る経費といふものが山地面積の補正というようなものと直接結びつくかどうかという点については、もう少しやはり検討してみる必要があるんじゃないかなという感じがしております。

ただ、道路、橋梁というような個別の経費ではなしに、その他の諸費といふいわば包括的に算入している経費におきましては、今御指摘の面積とかあるいは森林面積というようなものを指標にいたしまして山間地の団体の割り増し経費を現在も算入いたしております。

今後ともこういう点の実情というようなものをよく把握いたしまして、適切に反映するような算定に努めてまいりたいと思っております。

○中谷委員 平地で道路をつくるのと山地で道路をつくるのと、だれが見てもやはり山地で道路をつくるのが大変でございますので、どうかこういう点も十分に配慮していただきたいと思います。

それから、同じ道路の話でありますけれども、このたび自治省と建設省の共同プロジェクトで地方特定道路整備事業という非常に画期的なすばら

しい制度をつくるいただいたわけでござりますけれども、実際に運用の段階になりますと、一部には適用がなされない、これは補助事業で行えというようなことでありますて、県にとりましては、やはり町と町を結ぶ主要な県道が重点的に緊急に取り組みたい事項でございますので、そういった地方の独自性とか自主性を生かしたような制度も考えられないかということ。それから、こ

の事業を実施した場合、補助金とそれから地方債、地方交付税、事業補正等の財政措置も盛り込

まれておりますけれども、この措置が、結果として今までの補助事業とか単独事業に比べて地方の一般財源にとりまして脅かすようなことにはならないかどうか。この点についてお話ししてください。

○湯浅政府委員 地方特定道路整備事業につきましては、今御指摘のように、明年度から建設省と自治省とで協調して、緊急に道路を整備する必要のある道路について一緒にやっていこうということでお話し合いができました。補助事業と単独事業を効果的に組み合わせることによりまして重点的に整備していく、こういうものでござります。

御指摘のように、基本的にはこの事業を地方道

整備ということで、一般道、一般県道あるいは市町村道というものを頭に置いてやつたわけにございまして、主要地方道というのは主として補助事業で整備されるべきものである、こういう考え方には基本的にはなっておりまます。ただ、絶対的にこの対象にしないということではなくて、やはり状況に応じて柔軟に対応できるようなことを考えて、いいのではないかという気もいたしております。

中谷

毎日をしたいわけではありません

も、高知県はこのたび全国でも初めて人口の自然

滅の県ということになりましたし、また、昨年

知事選挙が行われたわけでありますけれども、官僚出身の元副知事、自民党公認候補が無所属の候

補に大敗するということで、今までのような制度

とか仕組みではもうどうしようもないという地方

の声のあらわれではないかといふうに私なりに

を感じているわけではありませんけれども、とにかく、今まで困からいだせいか、支援とか補助金を出

心とした地方自治ではもうどうしようもない、依

然として人口の流出が続いているという現状を隠

まえて、このような生活条件の不利な地域で生活

している人に対し、国土保全とか地域文化の維持のために、生産者に対し生産振興策、それから生活者に対する所得というふうに分離をして、いわゆるデカップリング方式でござりますけれども、山間部で生活できるような条件をつくってやろうという公的な助成システムが日本でも導入されればというふうな研究も始めているわけでございますが、それにつきまして自治省の基本的な考え方と、それを実現していくことに対する可能性、日本において可能であるかということ、それからこんな問題があるといううことにつきまして御意見を聞かしていただきました。

○湯浅政府委員 御指摘のように、山村地域におきましては、最近は木材価格の低迷あるいは生産コストが上昇しているというよなことで、林業収益が非常に低下している、あるいは林業の担い手の方々の不足が著しいとかいうよなことで、林業経営が非常に厳しくなっております。そういうところでは、やはり人口の流出といよな過疎化あるいは高齢化といよなのが非常に進んでいるということで、私どもも、こないう地域の振興策というものをどういうよなに考えていったらいだらうかと、いろいろと中では検討も進めているわけでございます。

今御指摘のよに、欧米諸国では国内産業の保

護育成とは別の形で生産者の所得を補償する方法

はございませんが、林業の活性化も、ヨーロッパ等に行きましたら物すごいやは

り機械化してきております。日本でも機械化を

段階で私どもとしてどういう方策をとるかとい

うふうに考えていましたので、そこは今ま

でござります。

○中谷委員 時間が参りましたので終わります。

それで、ただいま林野庁と国土庁と三省庁で検討会をやることにいたしまして、もう既に検討会をやっていますけれども、その検討会でこの林業の振興あるいはその地域の振興といよなものをどうふうに考えていったらいいだらうか、それ

から、それに対して地方財政の面からどういうふうに支援ができるのかどうかという点について、今検討を進めているところでございまして、そういふ中で、今御指摘のデカップリング方式というようなものにつきましても当然議論が出てくるわけでございますので、その段階でいろいろと議論をしてみたいと思っていますところでございます。

○中谷委員 この点について、大臣から一言お考

えをいただきたいと思います。

○塙川国務大臣 私は、制度としてこういうもの

を導入してくるのは非常にいいと思うのでござい

ますが、私は実は、過疎地域に対しましては、や

はり従来と違った政策も必要なんではないかと思

うのです。

私も実は、中村から橋原を越えまして宇和島の

方へ行つたこともございました。あの当時一つの

過疎のモデルのよなのを見つめたのでござい

ますけれども、私は、過疎をそのまま置いておい

たら危険だと思うております。やはり一定の集約

化が必要なんだろう。その集約化していくときに

所得保障といよなものと合わせたそないう対策を同

時に講じていくよなこともやるべきではないか

などと思うたりしておりまして、いろいろな制度が

あるだらうと思うのです。

それで、林業の活性化ということについていろ

いろ言われておるんでございますが、林業の活性

化も、ヨーロッパ等に行きましたら物すごいやは

り機械化してきております。日本でも機械化を

段階で私どもとしてどういう方策をとるかとい

うふうに考えていましたので、そこは今ま

でござります。

○塙川国務大臣 地方財政は決して豊かではない

とは思います。しかし、最近ここ五、六年の間に

地方財政の基盤は固まってきたといふことは言え

るとも思つておりますが、しかし、その基盤が固

まつたに伴つて、それにふさわしい財政需要をこ

れからマッチしたものをつけていかなければなら

ぬだらう、こういう段階に來ているよう思つた

のですが、そこで、ただ安易に地方財政の豊かさと

いいましょうか余裕論といよなものの、これには私は

賛成しかねると思うています。

○北川(昌)委員 バブル経済が崩壊いたしまし

て、國の税収も法人税あるいは不動産、証券等を

中心にいたしまして税の落ち込みが始まつてお

ましても、こういった情勢でござりますので、今

後とも景気の動向、税収の動向については十分注

意してまいりたい、かように考えております。

まず、経済動向を踏まえた税収の見通しについてお伺いいたしたいと思いますが、大蔵省は、予算編成時点におきまして一貫して、地方の税収は伸びておる、こういうことを宣伝しながら地方財政の富裕論を開催しております。確かに首都圏を中心とした大都市圏におきましては、バブル経済による地方税の増収が続いたことも事実でございます。しかし一方、バブル経済の影響の少ない地方自治体とりましては、税収は極めて悪い。ここにも資料がございますが、歳入に占める割合が一〇%以下の市町村は全国で五百六十三団体にも上っております。

こうした大都市と地方都市との財政格差はますます広がってきているのが今日的な状況ではないかと思うわけでございます。したがいまして、私ども

も、國の経済見通しでございますとかあるいは國

の税収見通し、さらには、ちょっとお触れになり

するものでございます。したがいまして、私ども

のものにつきましてはある程度実績を踏まえたも

のをベースにした課税になりますのですから、

最近におきます現実に所得税として上がってき

る実績、そういうふうなものを総合的に積算いたし

まして、今回平成四年度の地方税収見通しといっ

た見込み額を、トータルといたしましては四・一

%というふうに見込んだわけでございます。しか

し、これもお話しでございましたように、法人関係税

については、國も大変厳しい見通しをとつてお

ります。私どもも大変厳しい、いわばマイナス計上

をいたしておりますわけでござります。

しかし他方、個人の住民税につきましては、先

ほど申し上げましたよな平成三年中の所得に對

しましてこれから課税が行われるということなも

のですから、平成三年中の所得そのものはある程

度伸びていてといったよな実績を踏まえまし

て、それなりの一〇%程度の伸びを計上させてい

ただきました。その結果、トータルといたしまし

て四・一%増というこの三十四兆二百四十億を

見込んだわけでございます。しかし、いずれにし

ましても、こういった情勢でござりますので、今

後とも景気の動向、税収の動向については十分注

意してまいりたい、かように考えております。

○北川(昌)委員 次に、非課税等の特別措置の整理合理化につきましてお尋ねいたしたいと思います。

社会党では、税負担の公正を図るとともに税の簡素化、こういう立場から従前からの特別措置の見直しを要求してきたところでござります。今回の改正で五十件くらいの特別措置が統廃合されることになつてはおります。しかし、従前から主張してまいりました社会保険診療報酬の非課税措置が見送られております。また、マスク等事業

○杉原政府委員 非課税等の特別措置につきましては、特定な政策目的を実現するために、いわば例外的に講じられているものでございますけれども、やはりそれぞれの政策目的と税負担の公平の原則といったものの調和を図るべきだらうと思いますし、そういう立場に立ちまして、社会経済情勢の推移に応じまして適宜見直しを進めてまいりましたわけでございますし、今後ともそういったスタンスで臨まなければいけないと思っております。したがいまして、明年度におきましても、新設拡充につきましては厳しい態度で対応いたしましたとともに、もう既に政策目的の意味が薄れたものでございますとか、あるいは政策効果が乏しいもの、もう目的を達したもの、そういうものを中心にいたしまして、お話をのように五十分ほど整理縮減を提案させていただいておるわけでござります。

臨診療といったものにつきましては、いろいろな御意見があるわけでございます。それと、来年度診療報酬の引き上げでございますとか、あるいは国庫税における見直しといったことを控えておりまして、そういった関連をも十分念頭に置きながら、さらに検討を進めてまいらなければいけない、かように考えております。

また、マスク・関係、いわゆる七事業につきまして非課税措置が撤廃された後の激変緩和としての特例措置が残って、お説のとおり何回か延長されてまいったわけでございます。もう激変緩和という時期は過ぎたのではないかどうか、あるいはその事業の中にもいろいろかなりな収益を上げておられるようなところもあるようでございますので、そういうた観点から私ども取り組んでまいりたわけでございますけれども、これら事業、この中にもいろいろあるとか、あるいはやはり公益性、公共性があるといったような御意見もございまして結論を得ることができず、さしあたり一年とか延長するということになつたわけであります。が、やはり他の事業との負担の公平といった観点に立ちまして、引き続き鋭意検討を進めてまいる、まいらなくちゃいけない、かように考えておる次第でございます。

○北川(昌)委員 この問題につきましては、政府税調におきましても今お話をございましたように毎年指摘されておる事項でもござります。昭和五十七年から平成三年までの十年間、整理統合されたといいますか、内容を見てみますと、新設されたもの、拡充、延長を含めまして四百二十一件が新設されております。一方、廃止ないしは縮減合併が理化されたものは二百四十四件、逆に増加をしているというのが実態でございまして、こういう占ではやはり時代に即した対応といつものを今後積極的に取り組んでいただきたい、このように要望を申し上げておきたいと思います。

次に、事業税について、法人事業税ですね、お伺いしたいと思いますが、この件につきましてもやはり時代に即した対応といつものを今後積極的に取り組んでいただきたい、このように要望を申し上げておきたいと思います。

拡大に対応して地方への配分を強化するための分割基準の見直しについて要求してきたところですが、さいますけれども、これについての見通しはどこでござるのか、お尋ねいたしたいと思います。

続けて一緒にお答えいただきたいと思いますが、地方団体から大変要望も強いと思いますけれども、外形標準課税、これについても踏み切るべき時期ではないかと思いますが、あわせてお尋ねいたしたいと思います。

○杉原政府委員　事業税は、もう御案内のとおりでございますが、事業活動と地方団体が提供をいたしております各種の行政サービス、この間のいわば受益関係に着目して課税される地方税にふさわしい物税であるというふうに言わわれているわけですが、こういったたったの受益原則に基づきますと、事業税の性格からいたしまして、お詫の法人事業税の分割基準につきましては、これまで、社会経済情勢の変化に即応いたしまして、事業活動と市政サービスとの間の受益関係をできるだけ分割基準的確に反映させて税源帰属のいわば適正化を図るという観点から、随時見直しを行ってきたところでございます。最近では平成元年に行っております。

しかし、分割基準はいろいろございますが、その中には長い間見直しが行われていないものもあることは事実でございます。特に、近年ますます経済の一極集中現象といったものがござります。あるいは情報化の進展に伴いまして、本社機能上、いいますかそういう管理部門が集中化していくの分割基準が果たしてその事業活動の実態を適切にあらわしているだろうかどうか、その点につきまして問題意識を私どもも持っております。現在のさまざまな検証作業を行っているわけでござります。そういう結果を待ちまして、税源帰属の適正化という観点から適切なる結論を出してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

それからもう一つのお尋ねは、法人事業税の課税標準につきまして、税の性格あるいは間接税など税制の安定的確保という観点から何らかの外形基準を導入すべきであるという地方団体の主張について、こういうことでござります。まさにお話をとおり、そういう観点からいたしますと、やはり事業税につきまして外形基準を導入するということは基本的に望ましいことだらうと私ども考えております。

この問題につきましては、従来から、企業関係の諸税でございますとかあるいは間接税など税制全般とも関連する問題でございまして、あるいは課税ベースの広い間接税といったものとの関連からも、今までいろいろ議論が、あるいは検討がなされてきたことは事実でございます。そのまま現在に至つては、まさにすけれども、導入するといつた場合に、一体どのような外形基準を導入したらいいだらうか。それから、どのような外形基準を導入するにいたしましてもいろいろ業種、業態によりまして大変な税負担なりの変動が生ずることは予想されるわけでございますが、そういう変動を十分見きわめる必要がある。それから、余り複雑なことを考えまして納税者あるいは税務当局に過重な負担ということになりましたとしても問題でございますので、そういう観点も十分検討の視野に入れまして、そういうった各般の課題を幅広い観点からさらにな後とも検討を進めてまいりたい、かように考へておる次第でござります。

○北川(富)委員 次に、利子割、キャピタルゲイン課税についてお尋ねをしていきたいと思います。

昭和六十二年の地方税法改正によりまして馬鹿に対する5%分離課税が六十三年度からスタートしたわけでございます。これは御案内のように、課税最低限以下の世帯にも課税される、こういう逆進性の強いものでございます。一方では高額所得者に対しても、5%以下ということで軽減といいますか優遇措置となつてあるものでございまして、そういったことからこの審議段階で、五

年経過後にこれを見直す、附則十条で見直しが決められているようになりますけれども、そして総合課税への移行を含めて検討する、こういうことになっておるようになります。この点、ちょうど来年になるわけになります。この点、ちょうど来年になるわけになります。

あ見直しの年になると思います。またさらに株式等のキャピタルゲイン課税につきましても、納税者番号を含めて見直す、こういうことが附則十六条でうたっております。こうした二つの条文の見直しについてどのようにお考えなのか、その手順を含めてお聞かせいただきたいと思います。

○杉原政府委員 現在、個人所得課税におきましては総合課税が原則でございますが、お話を利子あるいは株式の譲渡益課税につきましては、その所得の性格等あるいは技術的な観点から分離課税が採用されているわけでございます。かつては地方税が原則課税されなかつたというようなことがございましたが、分離課税ということではなくど原則課税ということになつたわけでございます。

ただ、お話をのように、この利子課税あるいは株式譲渡益に対します課税のあり方につきましては、まさに御指摘ございましたような地方税法の六十一年の改正法の附則あるいは六十三年の改正法附則でそれぞれ見直すということが条文としてはっきり規定されているわけでございます。そういった規定が設けられてるわけでございます。ですから、今後の税制調査会におきます議論も踏まえまして、この規定に定めておるような趣旨に従いまして十分な検討を進めてまいりたい、かように考えております。ちょうど五年といいますとお話をのようにことしの秋、ということでお話を聞いておられます。ちょうど五年といいます。

○北川(昌)委員 次に、固定資産の土地評価がえについてお尋ねしてみたいと思います。

平成六年度に固定資産の土地評価がえが行われることになりますし、これに伴いまして本年七月を基準日として作業が始められることに

なっております。かなり大がかりな事務量が必要だらうと思うのですけれども、評価がえに当たつて県あるいは市町村が行わなければならぬ内容と手順はどうなつていくのか、お示しいただいたうどうたつております。

○杉原政府委員 平成六年度の評価がえでございますが、ことしの七月一日を基準日といたしまして作業がスタートするわけでございます。一年半近く前の時点を基準日といたしておりますが、土地だけでも一億六千万筆もあるわけでございます。

そこで、この評価がえにおきましては、地価公示価格の七割程度を目途に、とにかく評価の均衡化、適正化を図つていく必要がある、こういった基本方針で臨んでおるわけでございますが、一つには、地価公示の地点数そのものが極めて少のうございます。したがいまして、県知事のやっております地価調査を活用することはもとよりでございますけれども、それ以外にも市町村としまして鑑定評価をとりまして、それをもとにバランスのある個々の土地につきましての評価まで及んでいかなければいけないわけでございます。

現在、作業といたしまして、そういうたった鑑定評価を導入するに際しまして、大変な作業になりますのですから、不動産鑑定士あるいは不動産鑑定士補につきまして、いろいろその地域分担あるいは作業スケジュール等につきまして必要な調整を設けまして、そこで十分なバランスのある調整を設けまして、そこで十分なバランスのある調整を図つた上、基準地の価格を決定し、さらに、全筆につきまして比準しながら評価を進めていく、こういう作業になつておるわけでございます。

○北川(昌)委員

次に、固定資産の土地評価がえについてお尋ねしてみたいと思います。

平成六年度に固定資産の土地評価がえが行われることになりますし、これに伴いまして本年七月を基準日として作業が始められることに

なかなか経費もかかることでございます。こういった点につきましても、普通交付税による財源措置といったことも予定いたしながらバックアップをしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○北川(昌)委員 かなりの事務量でもございますし、自治体の職員の研修ということでございますが、やはりかなりの熟度も必要だ、このように考えておりますし、そういう配慮といいますか、そういうことが必要だと思うのです。

同時に、自治体にとっては、今お話をございましたが、交付税で手当てをする、こう言っておられますけれども、大体地点が四十万件でございますけれども、かなりの経費が必要になつてくると思うのです。大体どの程度見えておられるのか。やはり厳しい自治体の財政状況からいって、大きな持ち出しといいますか経費といたしますと財政を圧迫することにもなりかねない、かなりの臨時職員も雇用しなければならないという状態もあるでしようから、そこらあたりはどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思うのです。

○北川(昌)委員

鑑定評価は、不動産鑑定士あるいは不動産鑑定士補にお願いするわけでございますが、御指摘ございましたように、確かに一部市町村につきましては不動産鑑定士等がそもそもいない、不在であるという場合もあるうかと思いま

す。

そこで、先ほどちょっと申し上げましたけれども、都道府県におきまして鑑定評価を導入するに際しまして、県内の不動産鑑定士の方々のいわば地域分担あるいは作業スケジュールといったものがあります。また、今お話しのようになりますと、その段階でひとつ調整をしていただくことになります。また、今お話しのようになりますと、全体として組織的、計画的な取り組みを県の段階で行つてまいりんではないだろうか、かよ

ります。

○北川(昌)委員

標準地だけで四十万地点、お説のとおりでございます。地価公示あるいは地価調査が行われている、少のうござりますけれどもそういう地点数もございます。それ以外につきましては少なくとも市町村みずから鑑定評価をしなければいけない。こんなことがございますのですから、お話をよう経費的にも大変であるというふうに思つておられるのか。やはり厳しいわは旅費的な要素もカウントしてそのような単価を設定したものでございます。

○北川(昌)委員

先ほどちょっと出ましたけれども、公示価格の七〇%をめどに、こういうことと鑑定士の方、いろいろ出かけなくちゃいけない、そういうことござりますので、先ほど申し上げましたようないわば基準単価十一万三千円といつた中には、そういうたいわは旅費的な要素もカウントしてそのような単価を設定したものでございます。

○北川(昌)委員

先ほどちょっと出ましたけれども、公示価格の七〇%をめどに、こういうことと鑑定士の方、いろいろ出かけなくちゃいけない、そういうことござりますので、先ほど申し上げましたようないわば基準単価十一万三千円といつた中には、そういうたいわは旅費的な要素もカウントしてそのような単価を設定したものでございます。

○北川(昌)委員

成元年の公示価格と平成三年の固定資産税の比較でございます。京都市で一四・六%、さらに甲府市では五九・二%と、大変なばらつきがあるわけでござります。全国平均では三六・三%、こうしたこと

に考えておられます。こういったたたき、これまでにぜひ努めていただきたいとかねてから指導充実にぜひ努めていただきたいとかねてから指導しているところでございます。また、鑑定評価、



言うならばその地域では中所得以下の皆さん方でありますので、そういう中での保険税引き上げということになりますと、大変これは問題があるわけでございます。そういう意味で十分この保険税引き上げておきたいと思います。

次に、地方財政計画の中にも織り込まれておるわけでございまして、交付税の中にも出てまいりますが、一般会計から国保会計に繰り入れが年間三千億とか四千億、これは国保会計が非常にお厳しいからそういうことになるわけでございまして、それども、この措置として今回国保財政安定化支援事業、こういうことで交付税が一千億一般財源として措置されております。これは地財法に触れないかどうか、私もちょっと疑問を持つわけですが、それが何よりも、それは別にしまして、この支援の内容についてお尋ねしたいと思います。

○湯浅政府委員 平成四年度の地方財政計画においては、国保財政安定化支援事業という事業を新しく創設をいたしました。これは、やはり現在の国保財政というものが非常に厳しい状況になつてゐるということを受けまして、国保事業を今まで御指摘の国保財政安定化支援事業といふことで考えたものでございます。この国保事業と申しますのは、御案内のとおり、国費と保険料で賄う、これが基本的な原則でございますから、この原則といふものは一応踏まえておきながら、例えれば保険者である市町村の責めに帰すことができないといふような事情によって繰り出しをせざるを得ないというような点に着目をいたしまして、地財政措置を講じたらどうだろうかということで今回の支援策を考えたわけでございます。

具体的には、例えば被保険者に低所得者層が非常に多いという自治体、こういうところはただいま御指摘のような保険料の負担能力が非常に乏しい団体でございますから、保険料がなかなか思

ように入ってきた。そういう問題がございましょう。あるいは、病床数が非常に多いというようなことによって給付費がかさんでいるという団体、これも保険者である市町村の責任ということではないわけでございまして、こういうような点に着目をしてこの財政支援というものを行つたらいかがかということで今回の支援措置を考えたわけでございます。これらの点に着目いたしまして、これを一定の基準に基づきまして地方交付税の基準財政需要額に算入をしてまいりたいというふうに考えております。

ただ、これはあくまでも国保財政に対する地方団体からのいろいろな支援でございますが、これによつて国の責任が後退する、後退させてしまうというような性格のものではないわけでございまして、やはり今後とも医療費の適正化の問題でござりますとか、あるいは、医療保険相互間の給付と負担の均衡の問題とかというような基本的な問題が国保の問題にあるわけでございますから、こういう問題は引き続いて積極的に検討していくべきまして適切な対策が講じられなければならないというふうに考えております。

○北川(國)委員 そういう国保会計への一般会計からの繰り入れによって一般会計が非常に窮屈になる、こういった面での支援をいただく、このことは地方自治体にとっても大変ありがたいことだと思うのですけれども、ただ、根幹である国が負担しなければならない分まで、根本的に国庫支出金、補助金でなければならぬ分が交付税で措置されるということになりますと、これは先ほど申しましたような地財法とも関係はしてこないのかと思うわけでございますけれども、やはり根幹では、何としましても加入者の負担の抑制を図るということと、それから国保の財政の安定化、これが大きな中心でございますので、そういう意味では、国庫負担の増額、拡充というものが必要ではありますかと思つたのですけれども、この点はどうなん

○辻説明員 国保に対する国の負担につきましては、原則給付費の二分の一という負担をいたしております。現在総額二兆六千億円というオーダーでござります。国といたしましても、さらに国保の制度を安定させるために一連の措置をとっておりますけれども、私ども国保上特にさらに安定化を図らなければならぬ要因として、一つは高齢化、老人が非常にふえることに伴いまして国保の医療費の財源に対する非常に大きな圧力になる。それからやはり低所得者が多いということ。高齢者がふえることに伴ってそれはいわば裏表で低所得者がふえるという形になるわけですが、その結果また保険料が高くならないように。

この二点に着目いたしまして、例えば平成二年度に、老人保健法の加入者按分率と申しますが、制度間の医療費の負担の調整をしていただきまして、その按分率が一〇〇%になつたことに伴いまして市町村、保険者からの老人保健拠出金は絶対額におきましても相当大幅に減ってきておりまます。そのような措置をとりましたり、また、平成三年度には老人医療の一部負担の見直し、あるいは、介護という要素に着目して公費負担の拡充を行わせていただくといった形で高齢化に対して対応する。また、国保の低所得者の部分につきましては、保険料軽減につきまして公費で補てんするという保険基盤安定制度を平成二年度に導入させていただいたといった形で、国といたしましては、保険料軽減につきまして公費で補てんするという保険基盤安定制度を平成二年度に導入させていたいたいといった形で、國といたしましては、そのような要素に着目して公費の拡充あるいは財政の安定化のための措置をとっておりますので、今後とも努力してまいりたいと思います。

○北川(昌)委員 九〇年の国勢調査結果が昨年出ましたけれども、これを見てみると、この五年間で全国の三千三百の自治体のうち十八の道県それと二千四十の市町村で人口が減少いたしております。そのうち減少率が一〇%を超える町村が一百余に上っております。こういう地方の人口減少

市に人口が集中いたしまして、この圏域だけでも全人口の五〇%になつておるという数字が国勢調査の結果では出ておるわけですから、そういう中で、人口が減少している県でも、県内から人口が県庁所在地の方に集まつて、そこでも県内一極集中というものが強まつておる。こういうふうに国勢調査の結果から私は見ることができると思うのです。そのことは、とりもなおさず過密過疎がさらに一段と進んでおるし、とりわけ過疎については、山村地域が主に大幅に過疎に向かっているということを言えると思うのです。したがつて、その山村地域では高齢化が進む、こういう事態も起きております。

私は宮崎県の出身でございますけれども、四十匹市町村のうち、十五の市町村が高齢人口二〇%を超えております。まさに全国平均を大きく上回った状況でございます。また、こういう中で、先ほど大臣、地域の集約という表現をお使いになつたと思うのですけれども、かつて二百から三百近く人口がおりました集落、学校の分校もございました。ところが、四年ほど前でございましたか、若者が流出していきまして、残つたのが六十五歳以上の方が十三名、まさに集落の維持ができない、こういうことで集団移転を余儀なくされたわけでござりますけれども、まさに集落の崩壊、こういう状況がありました。

これはここだけの問題でなくて、全国的にそういう現象が、いわゆる限界集落というそういうでございますけれども、それがふえておるのではないかというふうに私は思いますけれども、こうした実態は自治省として掌握されておるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○湯浅政府委員 御指摘のように、今回の国勢調査で人口が非常に減少した団体がふえてきているということをございまして、そういう地域におきます今後の振興策というものが非常に緊急な問題ではないかと思っておるわけでござります。御指摘のような集落ごとでどういうことになっている

かということについて自治省として調査したものにはございませんけれども、各種の統計あるいは他の省庁からのいろいろな説明などを伺いまして、非常に深刻な状況に立ち至っているという点については、私たちも十分認識しているつもりでござります。

特に人口が減少しておりますし、あるいはこの人口の減少がすべて若年層の方々の流出によるもの、そのために高齢化が進展している、こういうような地域においてその集落をいかに維持をしていくか、あるいは、その地域はほとんど山村であるということから考えますと、この山村の振興あるいはその基盤になる森林資源というものをどう維持していくかというような問題につきまして、これは抜本的な考え方の整理をする必要があるんじゃないかということで、現在国土庁と林野庁と私ども、三省庁で研究会を発足させております。これはいたらないかという点について、具体的な問題として詰めてまいりたいというふうに考えております。

○北川(昌)委員　お話をございましたように、過疎率の高い市町村につきましては、当然税の減収、そして高齢化の進行、産業の担い手も不足する、こういう事態が起きておりましても、その町では、村では老人福祉対策とそういうものが一つの大きな柱になるわけでございまして、そういう深刻な問題を抱えているわけでございます。こうした高齢化を防ぐためには何としても若者をやはり定着させなければならない。ところが、定着させるためには方策として手だてをしなければならない、お金がない、こういう追っかけっこのような状況にあるわけですから、今お話をございまして、林野庁と国土庁で検討を進めておる。過疎の町村は必ず八〇%から九〇%が山林なんですね。この山林は地区の皆さん方が今まで宮々と育ててきて、緑溢る状況につくつておるわけなんですが、これを今まさに育林する人が、担い手がおらないという状況もあるわけです。この森林の

機能というものが、これは林野庁からいただいた資料でござりますけれども、水資源の涵養とか土砂流出防止、それから保健休養、酸素供給、大気浄化、こういった面で、これは昭和六十年度に計算されたもの約三兆五千億、こういう経済効果を生み出してくれるわけです。これは自然と生み出しているわけじゃなくて、その地域の人たちがつくり出したものなんですが、これに対するのはね返りにして、やはり何らかの手当て、支援をしていかないと山村は滅びていく、死んでいく、崩壊していく、こういう状況にあると思うのです。

したがって、お話をございましたその三者での協議、いつまでなく、急いでいただきて、どうするか。とりわけ、ことしから入っておりますが環境関係への環境保全対策費、交付税が出ておりますが、これを思い切って増額をしていただきて、担い手をそこに呼び戻す、こういうことも可能なわけでござりますから、そこからあたりお考えはございませんか。

○湯浅政府委員　こういう地域におきます市町村の財政状況というのは仰せのとおり非常に厳しいものがござります。財政力指数で見ましても〇・二未満の市町村が平成元年度で過疎市町村のうちの五七%に達するというようなことで、税収の増加というのが多くを期待できずに地方交付税の交付によって財政運営をしていかざるを得ないという地域がたくさんあるということがこれで示されるわけでござりますけれども、そういう中で、その地域が自主的、自律的な、自律性を發揮しながらその地域を振興させるためにはどういうふうにしていたらしいかということ、この点について、国は国の立場でいろいろと検討していかなければなりませんが、地方そのものも積極的にその地域の活性化に取り組んでいく必要があろうかと思ひます。

そのため、この地域活性化のために、御案内

独事業というものを積極的に推進していただきたいというようなことを今お願いしておりますけれども、こういう事業を有効に活用いたしまして市町村の活性化を図っていただきたいということを申し上げております。

また、地域の福祉問題につきましても、いろいろと単独で地域福祉ができるようなそういう財政措置も講じているところでござりますし、先ほど御指摘の環境保全経費、ことしは一千七百億円を地方財政計画で計上いたしましたけれども、こういう経費もこれから充実してまいりまして、こういう地域の財政の充実のために使えるような、そういう財政措置というものを作らうと考えています。

ただ、これは、その地域の皆さん方の生命、財産を守る消防組織の問題でありますけれども、これは何も過疎地域だけでなく全国的な問題だと思うのですけれども、消防団に加入する人が若い者非常に少ない。これも高齢化をいたしております。これはなぜかといいますと、やはり余りにも待遇が悪いというのが大きな原因のようになります。かつては義勇消防ということで、本当に命を捨てるという皆さんでございましたけれども、今はそういう時代じゃない。やはり消防団が組織されていて、消防団に対する身分的な待遇改善、こういったものが必要だと思うのですけれども、必要だと思うのでなくて必要ですが、その点について、消防団からお見えになつていれば、どのようにお考えになつておるのか、お聞きしておきたいと思います。

○北川(昌)委員　もう一つ深刻な問題もござります。これは、その地域の皆さん方の生命、財産を守る消防組織の問題でありますけれども、これは何も過疎地域だけでなく全国的な問題だと思うのですけれども、消防団に加入する人が若い者非常に少ない。これも高齢化をいたしております。これはなぜかといいますと、やはり余りにも待遇が悪いのが大きな原因のようになります。かつては義勇消防ということで、本当に命を捨てるという皆さんでございましたけれども、今はそういう時代じゃない。やはり消防団が組織されていて、消防団に対する身分的な待遇改善、こういったものが必要だと思うのですけれども、必要だと思うのでなくて必要ですが、その点について、消防団からお見えになつていれば、どのようにお考えになつておるのか、お聞きしておきたいと思います。

○浅野政府委員　御指摘のありましたように消防団員数の減少というのは私ども非常に深刻に受けとめています。各市町村でもこれは御努力をいたしておりますが、国といたしましても、例えれば消防団活性化の総合整備事業というような補助制度も設けるとか、いろんな面で努力をしております。

御指摘がございました処遇の面でございます。これは、消防団員に対する報酬等は、これは職務に対する反対給付という性格のものではございませんが、非常に御苦労をしていただいているわけでございますから、やはりそれに対し十分考えています。

また、地域の福祉問題につきましても、いろいろと単独で地域福祉ができるようなそういう財政措置も講じているところでござりますし、先ほど御指摘の環境保全経費、ことしは一千七百億円を地方財政計画で計上いたしましたけれども、こういう経費もこれから充実してまいりまして、こういう地域の財政の充実のために使えるような、そういう財政措置というものをこれからも考えていかなければならぬと考えているところでござります。

ただ、これは、その地域の皆さん方の生命、財産を守る消防組織の問題でありますけれども、これは何も過疎地域だけでなく全国的な問題だと思うのですけれども、消防団に加入する人が若い者非常に少ない。これも高齢化をいたしております。これはなぜかといいますと、やはり余りにも待遇が悪いのが大きな原因のようになります。かつては義勇消防ということで、本当に命を捨てるという皆さんでございましたけれども、今はそういう時代じゃない。やはり消防団が組織されていて、消防団に対する身分的な待遇改善、こういったものが必要だと思うのですけれども、必要だとと思うのでなくて必要ですが、その点について、消防団からお見えになつていれば、どのようにお考えになつておるのか、お聞きしておきたいと思います。

○中島委員長　この際、暫時休憩いたします。

○北川(昌)委員　終わります。

○中島委員長　この際、暫時休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時十八分開議

○中島委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。小林守君。

○小林(守)委員　社会党の小林守でございます。

まず最初に、去る三月六日、公職選挙法の改正に関する調査特別委員会の席上で私質疑に立ちましたときには、吉田選挙部長さんと選挙の公営化推進に関しまして議論をしたところでありますけれども、時間の関係もございまして、質疑等がございました。

お伺いをしたい、そのように存じております。

○浅野政府委員　御指摘のありましたように消防団員数の減少というのは私ども非常に深刻に受けとめています。各市町村でもこれは御努力をいたしておりますが、国といたしましても、例えれば消防団活性化の総合整備事業というような補助制度も設けるとか、いろんな面で努力をしております。

そのため、この地域活性化のために、御案内

そのときの議論の中身は、金のかからない、金をかけない選挙をいかにしていくかというような観点、それからもう一つは、やはり負担の公平

化、平準化というものが進められなければならぬ。いだらう、そういう観点に立ちまして、国會議員の選舉の公営化をさらに促進する必要がある、そういう観点で論議をしたわけであります。

この問題につきましては、たゞ単に國々

規定でござりますとか、あるいは実施する場合の規定べき基準、例えば選挙公報の発行の手続は法律の規定に準じることとか、掲載文字は字数五百を超えることができないというような規定も設けているわけでございます。

「国内外で条例を制定することができる。」という条項で、制定権の規定がありますし、また、それを受けまして地方自治法の第十四条第一項に、「法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。」というものがござります。

がつていつた時代には、いわゆる法律の範囲内に法律に違反しない限りというようなところについでも上積みをして条例をつくつたり、または横出しというか、そういうような条例制定も随分進んできたわけであります。

選挙ばかりでなく、地方議会や地方の首長等の選挙についても国政選挙に準じて公営化が促進されるべきである。そういう観点に立って私は考えておりますが、そこでもう一度選挙部隊といふのは、見下す公職選舉問題によるべきである。

この条例による選舉公宣を拡大するかどうかが、いうのは今後の検討課題だろうと思いますが、これはその場合でも選舉運動の規制との関連がござりますので、実施団体間では統一のそれたものとする必要がございましょうし、また、国においては、行つていいふうなことを含む問題

いまして、要は、法律の範囲内とか法律に反しない限りという問題について、法律に規定が全くない問題については自治体が議会の中で条例を制定することによってできるのだというような理解をしておりました。特に、青少年の健全育成条例と小児競争等のところも原案を条例とか、さういふことを

そういうようなことを考え方と手筋で整理して、行政の一般論的な整理の仕方、考え方について、行政局長の方から基本的な指針をお示しいただければありがたいと思っております。

法において、地方自治体の選挙管理委員会は、  
議員等の選挙公宣に準じて、条例を定めること  
によって、例えば自動車の使用とかビラやポスター  
の作成費などについて、もちろん一定の限度  
を設けて、無料化、公費負担、そういうことがで  
きるというふうに私は考えておりますけれども、

○小林(守)委員 そうしますと、基本的に、公選法の各条文等の中に自治体においてこれをするとができるというような項目を設置することに答えておきます。法律におきましてその根拠や基準を定める必要があるということで先般お答えしたところでござります。

が現状保全のための水循環を多例とし、  
最近、産業廃棄物の絡みである自治体では残土規制  
制というようなことで、残土条例などもつくられて  
いるようになりますし、これらの問題については、  
それぞれの法に特別根拠があるようなものではなく、  
かろうというふうに思いますが、住民の生活そし  
て安全快適な生活環境をつくっていく、守ってい

四条に根拠を有するものでございます。また地方自治法の十四条一項に法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができるという規定がござります。

なされたわけでありまして、納得ができなかつたのですから再度お伺いをいたしたいわけなのでですが、どうしてできないのか、その辺をもう一度お示しいただきたいと思ひます。

よって、各自治体における選挙の公営化は国に進じて、國の国会議員等の範囲内において必要に応じてということになるのでしょうが、そういうことができる、またそういう方式がこの公選法において、公選法にその条文が入つて位置づけられるよ

く、そういう観点から地方自治体としての当然の責務であるし、また条例制定権は法律に反しないというような解釈もされているわけでありますけれども、そのような条例の自主制定権というものを考えていった場合、公選法についてはそのような御答弁をいただいたわけですが、一般論と一緒に考えていく場合に、この条例制定権、憲法法

る法令につきまして、それぞれの趣旨であるとか、目的であるとか対象であるとか、手段方法であるとか、そういうものを総合的に検討した上で判断しなければいけないものと考えております。

さいまして、お答えをいたしたところでございま  
すが、御承知のように、選挙運動の方法等につき  
ましては、国の選挙と地方の選挙を通じまして公  
職選挙法で規制が行われているところでございま  
す。そこで、御指摘の選挙公官につきましても、

十四条や地方自治法十四条の法律の範囲内とか法律に違反しない限りという問題について、法律がない場合には、なおかつ住民にとって必要だとう問題については当然できるはずでありますけれども、一般論としてどういうふうに整理して理解してしたらいいのか、その辺をお示しいただきたいな

ざいますけれども、関係法令の趣旨によつて、  
いいまづは、やや詳しく述べ申上げますと、その  
法令に規定していない事項について、その法令の  
趣旨が条例で定めることを認めないという趣旨な  
のか、あるいは、その法律がそれについて規定して  
いないということは地域的な実情等に応じて各  
例等で定めることを許容している場合なのか、

す。地方選挙におきまして、法定されております  
選挙公営もござります。それから、条例で定める  
ところにより、選挙公報の発行もございますよ  
うか、あるいはポスター掲示場の設置ができること  
になつてゐるわけでございますが、この場合にお  
きましても、公職選挙法におきまして、条例にさ  
めるところによりこれが実施できるというようつ

でも条例化によって公営化ができるというような方式が正しいというようなことで理解をしたいと思います。

それで、そのときの議論の中でなぜこういう問題が行き違いが出てきたのかということをいろいろ考えてみますと、私自身基本的に、地方自治体の条例の制定権とか自治体の裁量権というものが、憲法九十四条で言われております「法律の範

選挙の問題、公職選挙法の関係では、法律に拘束されるべき事項とされ、条例を制定する権限を持つことによって条例が制定できるのだとしても、どういったお話をございましたが、そうなりますと、行政内容の対応というか、行政内容によって条例制定権というのはいろいろな形があるのであるのだよということにならうかと思ひますけれども、例えば一九六〇年代後半の公害国会とも言われたようになります。また、革新自治体がどんどん出て来ています。

これらを判断した結果定まるもの、このように考へておられます。

通ったというような状況があつたわけですけれど

ପ୍ରକାଶକ ପତ୍ର

契機になりました、資源のリサイクル運動という

大きな役割を担つてくるのではないか、そんなふ

も、実は昨年のその十月時点を契機といたしましたて、ここ一、二年間鉄くず価格については価格の

○小林(守)委員 相当新聞等に報道がされてきて  
いるというふうに思いますし、また鉄くすばかり

低迷というか、下落が続いてきたわけです。ちょうどその十月ごろを境といたしまして鉄くずの価格が、今まででは有償だった、その回収については、自治体から例えば回収業者に移る場合には発

でなく、最近では牛乳パックを回収したものも値崩れ等によつて非常に在庫がたまつてしまうというか、リサイクルの促進が阻害されているというような報道もされているわけであります。

ではなしに、地域団体あるいはボランティア団体といふものが中心になってこういふサイクリクル運動を実施していくという動きが各自治体において積極的に行われているということを私どもも承知はいたしております。

貴については、先ほど午前中にもお話をありましたが、山村地域の自然環境の保全とか林業の活性化とか、そういうような形にも考えてはどうかといふようなお話もありましたが、いろいろな意味で、その環境保全対策経費の使途については、膨らんでいく、大きな需要がこれから広がってくることはまことに、さつよろしく平野として引きこ

て、自治体においては一定の財政負担を伴つてゐる。さらに民間のボランティアの回収団体等については、鉢くずについては回収できないというような状況に至っているところでござります。

この問題等について 既に通産大臣の方に対し

大半の業者と連携を取る一方で、個人宅で発生するごみを専門業者等に対しても回収への協力を義務づけるというような法の内容が整って、リサイクル法と相まって廃棄物処理法も含めまして、ようやく住民そして自治体サイドから、それから製造業界まで含めましてリサイクルのシステムがつくら

で、社会党の廢棄物リサイクル対策特別委員会等の組織を代表いたしましてそれぞれ申し入れをし、また厚生大臣等についても申し入れをしているところでありますけれども、特に自治体サイドにおいて、この鉄くず価格の大暴落によってどんな状況が自治省の方に、國の方に状況が把握されているのかどうか、その辺をまず、実態把握の状況について、自治省の認識状況をお伺いしたいと存ります。

れようとしている段階に至っているわけでありますが、こういう状況の中でどうしても困難がつきまとつて課題というのは、市場経済というか需給動向によって大きくなりサイクルそのものが滞つてしまつたり、崩壊の危機に瀕したりするということをございますけれども、そのようなリサイクル市場に対して自治体がこれからどのような役割を果たしていくかなければならないのか。

○小林委員 九二年度に新たに交付税特置の中で環境保全対策経費が一千七百億円ほど盛り込まれる予定であるということであつまし

のですか。資源回収業者は廃棄業者と考えるまでの至っているというような状況にあるわけでありますので、長い間余め日の当たらない業者と言わ

り組みが行われているわけでござりますけれども、そういう中で鉄くずの問題あるいは紙の問題、いろいろな類型でのリサイクルの問題があろうかと思います。

こう、そういうような市民団体の皆さん方の協力とかそういう体制ができつつあるわけでありますから、それらに対して自治体はいかに市場の動向の変動にも耐えながら、なおかつ適正な価格で市

体には、直接回収業者に渡すならば逆有償といふことでお金を払わなければ持つていってもらえないというような状況も出てしまっているわけありますから、そうではなくて、直接行政がそれを引き受けることによって業者に対する流通逆有償

いうような観点からも、全国の実態を把握して、  
そして何らかの支援措置を、ボランティア団体、  
さらには回収業界に対する支援措置を、ぜひお願い  
いしたいなというふうに思っているところでござ  
ります。

でござりますとか、あるいはコンボスター設置費の助成というようなことが市町村の段階において、地域の実情に応じ、自発的あるいは多様な施策という形で展開されているというふうに理解を

○湯浅政府委員　今御指摘のよう、こみが最近非常に多くふえてきて、この廃棄物の処理という事業が市町村にとりましては大変大きな仕事になつてゐるわけでございまして、そういうことも

を図る、なおかつ、市民ボランティアのリサイクル運動については、行政的に支えていくというような基金として、資金として、この環境保全の対策経費の一部が使われるというようなことも大変興味深い。

これらの問題につきまして、大臣の御所見をお伺いできればありがたいと思います。

第一類第二号 地方行政委員會議録第三号 平成四年三月十日

おりますように、環境保全対策費として既に地方財政計画の中に組み入れているのでございますが、こういうようなものこそ、まさに新しい、時代が要請する財政需要やと思うておりますので、積極的に取り組んでまいりたいと思うております。

○小林(守)委員 それでは次に、外国人に対する人道的支援という問題に移りたいと思います。人道的支援といっても、医療費の問題にかかわりまして、特に行政の谷間というふうにも言われております不法滞在の外国人に対する医療費の支払いの問題について触れてみたい、そのように思つておるところでございます。

外国人労働者の増加に伴いまして、不慮の事故や病気ということで医療費をめぐる問題が各地で発生をしまして、大きな社会問題になつてはいるところでございます。特に、お話をのように問題なのは、不法就労、不法滞在の外国人の医療費の支払いの問題であります。医療保険に入つていないと、いうことになります、また入れないということになりますので、払えない、そして、実際には病院の負担になつてはいる、焦げついてしまっているというようなケースが多いわけであります。

しかし、もう一方で考えますならば、このようないいや恋なく国際化する日本の社会というような状況の中で、身近なところに外国人が生活をしている、路上でも行き会うというような環境になつてきてはいるわけであります。しかし、たとえ不法滞在者であろうと、例えば生き死ににかかるような、命にかかるような大けがをしてはいるとか病気になっているというような方に直接目の前で会ってしまうならば、どういう不法なあり方をするかはできない、こういう自然の人間的な感情が生まれるのも当たり前のことだらうと思ひます。しかし、法律制度的には、それに手を差し伸べる手段が今のところないというところに大きなかぎりであります。

そういうことになりますと、民間のボランティア等の団体の人たちが、支援をする会とかそういう会を結成して独自にカンパ活動等を行って、医療費に対するささやかな支援とかそういうことを行っているというようなことをよく新聞等で見聞されますところでございます。

実は、昨年の五月、我が栃木県の宇都宮市におきましてこのようないわゆる問題がございました、タイ人の女性で三十四歳のノイさんという方なんですが、不法滞在の外国人でございまして、何かの関係でビルから飛びおり自殺を行つた。しかし、未遂というかそういうことに終わりましたて、大けがをしたわけであります。肋骨を骨折して、また右大腿骨の複雑骨折ということで、金治六ヵ月以上の重傷だというような形で、救急指定病院に運ばれたわけでございます。実際のところ、病院の方としましても、このような大けがををしている方でありますから、この方が、後でわかつたことですけれども、不法滞在だということなどとか、パスポートが何か入国のときにブローカーみたいな人に取り上げられてしまつたというようなことなんだと思いますが、もちろんその大けがをしていた時点では所持金も全くないといふようなことで、要は医療費の支払いを受けられる見込みが全くないわけなんですね。しかし、実際に指定病院では、だからといってその患者を拒否することはこれまたできないというのが医療法に定められているものではないかと思いますけれども、そういうことになりますとその医療費はなされが支払うのかというようなことで、救急病院として二ヵ月ほど預かってはいましたが、どうにもその医療費の支払いについて支払つてもらえる当てがないというような問題もございまして、当の救急医療病院では公的な病院に、済生会の宇都宮病院に転院してくれという形で打診をして、そちらに移つたというような経過があるわけであります。当の抱ぎ込まれた救急指定医療病院では、市の方にとにかく請求はしてみるというようなことがあります。ですが、市の方でも、支払う根拠というか支払え

医療費が市に請求をされながら、その病院には払われていないというような状況であります。約七十万ぐらいの病院につきましても、約六ヶ月ですか、六ヶ月近く預かって入院をさせておいて、治療そのものは終了して、あとはリハビリというような段階まで来たわけなんですが、やはり五百万近い費用負担について、もちろん本人からも、それからほのかからももらえてる當てがないということで、問題だということで何とか転院してほしいというような形で、あと一ヵ所別の、今度は鹿沼市内の病院の方に、リハビリを中心とした医療ということでの病院にも何とか受けてもらつた。その病院も、医療費の支払いについては当てにできないけれども、というふうなことで、三ヵ月を限度にそれでは預かりましょうというようなことで預かってくれている。そして、何とか見通しがついて、タイに帰れるというような状況になつたというふうに聞いているところでありますけれども、こういう医療費の問題を含めまして大変大きな問題にかかわっているわけであります。

人につきましては、ただいま先生御指摘のようない法滞在が判明すれば出入国管理及び難民認定法の規定に基づき退去強制等の取り扱いの対象になります。また、医療補償を行うということになりますと、不法滞在を容認したりあるいは助長する、こういうこというような懸念も考えられます。そういうことから、大変申しわけございませんが、不法滞在を前提として医療補償を行うということは大変難しい問題であるうといふに考えてございます。  
○小林(守)委員 そういうお話をあるということは、必ずっと変わりないわけなんですね。ただ問題は、病院は例えばその患者が不法滞在の外国人だからといってこれは治療、診療はできませんということはできるのですか。いかがですか。

○鶴田説明員 病院等の医療機関につきましては、医師法の規定がございまして、経済上等の理由を根拠にしては診療行為を拒否はできない、こういう規定があるというふうに承知をしております。  
○小林(守)委員 そうしますと、病院といえども企業でありますから経営を行っていくということになるのですが、要は、もらえない、医療費が請求しても支弁していただけないということで焦げつきが出ててしまうということになりますと、やはり患者のたらい回しという問題が間違なくなってくれるのではないか、そういうふうにから起こってくるのではないか、そういうふうに思うのです。それらに対する、焦げついてしまふような問題について厚生省ではどのように、診るなどというふうには言えないはずでありますから、診て赤字が出た問題について、焦げついてしまつた部分についてはどういうふうに処置をさせようとしているのか、まずその辺をお聞きしたいのです。

○鶴田説明員 現在の状態を申し上げますと、その治療を受けられた御本人あるいは扶養義務者、そういう関係の方にお願いをする、こうしたことになろうかと考えておりますけれども、なかなか難しいケースもあろうかと思いますので、その辺どういう改善の方途があるのかいろいろ勉強して

おる、こういう状況でございます。  
○小林守委員 ずっと前からその問題については厚生省の方でも研究課題として検討はされていますのだろうと思いますが、できるだけ早くそういう問題について整備をしていただきたい、そのように思うところでありますし、希望したいと思います。

またもう一つ、この問題に関連しまして、ボランティアが医療費の一部を使ってくれというよう

な形でカンパ活動を行って、病院の焦げつき分の一部を緩和しようというような動きをとってきているところが多いわけありますけれども、実は

そのとき、市にしても県にしても、公的な扶助なり公的な支援はできないということが明確に出されてしまったわけであります。

いろいろ考えてまいりますと、例えば、市町村にも県にも社会福祉協議会というものがござります。その中で最も公的な性格の少ないというか、

準民間的な準公的な、そういう資金があるはずであります。今そういうふうにいうかどうかわかりませんが、善意銀行というような制度がございまして、要は、市民の有志、ボランティア等が、困った人に使ってくださいということで寄附などを受け入れるものとして善意銀行というものを設置して、例えばこのお金については障害者の施設に使ってくださいとか精神の施設に使ってくださいとか、何らかの指定をされて寄附を受ける場合があります。その場合には当然速やかに指定され

た用途に使われるということになるとは思うのですが、それもまたお役所的な発想なのではないか。あるうちは何とか手伝いましょうぐらいのファジーな部分があつてもいいのではないか。もちろん公的なものでは困ります、公的な問題について

は別の角度から請求されるという問題もあるでしょうが、準民間的な、何にでもいいから困った人だつたとしても、本当に人道的な立場に立つたら、そういうお金でございますから、そういうことを考えますと、たとえこれが不法在留の外国人だつたとしても、本当に人道的な立場に立つならば、なおかつ市民ボランティアのカンパ活動が

始まっているということであれば、その団体の人たちが福祉協議会に何とかならないかといふように相談に行つたときに、公的な資金としては法制度上できないけれども、例えば準公的な善意銀行の金だったら、市民からお預かりしている

善意銀行自身もできないものなのかどうか。本当にわずかな部分だけれどもぜひ足しにしてくださいという形でできないもののかどうか。

善意銀行自身もできないものだと判断のものに、実は社会福祉協議会の職員みずからが自腹を切つてカンパに応じる、善意銀行のお金は使うわけにいかないというように判断したのでしょうか、しよ

うがないので自分自身の自腹からカンパ活動しようと自分自身の自腹からカンパ活動しようと、いろいろまちまちでございます。ただ、この善意銀行あるいはボランティアセンターでございます

の福祉の職員も見るに見かねて、もちろん公的な生活保護の手続きはできません、しかし自分の小遣いからカンパをする。そんなことを行っていくことを見ますと、果たして日本の、最も柔軟に使えるはずの資金そのものの性格は何なんだ、何のための福祉なんだということを疑問に感じざるを得ない。

あくまでこれは不法な方だからもとを正さない限りだめだというのは、余りにもお役所的な、建設的な仕組みなのではないかなと思います。ファジーな部分があつていいのではないか。そして一部には、一たんそういうことをやってしまふとそ

ういう外国人がなれ込んできたらどうするんだというような懸念の声もあつたようになりますが、それもまたお役所的な発想なのではないか。

それで、この払い出しの仕方でございますけれども、一般的には先生からもお話をございましたように、預託者の具体的な使途の指定がある場合にはその指定に従つて配分をする、また、具体的には預託を受け、これを必要とする社会福祉施設や個人に払い出しを行う、こういうような仕事を

おこなうのが前提です。たとえば、この預託金の使い道がございませんが、これが一般的だというふうに聞いております。

先生御指摘のようなケースでございますけれども、私ども一般的な考え方あるいは一般的に申し上げまして、具体的な使途の指定を受けない場合の預託金の使い道がございますが、この活動をあくまでも住民の善意に基づく民間組織でござります社会福祉協議会の自主的な活動、こういう形で行われておりますので、個々具体的なケースについてどうするか、こういうことにつきましては、あくまでも社会福祉協議会の自主的に判断す

る、そういう事柄の問題ではなかろうかというふうに考えております。

○小林守委員 確かに、こういう問題を想定していらないというか、中でつくられてきたという

ところもあるんでしようが、新しいこの問題状況に対し、従来から比較的ちょっと拡大をすれば、ちょっと解釈をえていけば適用ができるよ

うに思つた次第であります。この問題についてどのように判断をしていらっしゃるか、ちょっと

お聞きをお聞きしたいと思います。

○亀田説明員 御指摘の善意銀行でございますけ

れども、全国的には大変まちまちでございます

けれども、例えれば、これを各県レベルぐらいに大

きなものにするとか、全国レベルで、何というの

テイアセンターの別称になつてゐるところとそれ

からボランティアセンターの中にあるところと、

いろいろまちまちでございます。ただ、この善意

銀行あるいはボランティアセンターでございます

が、この善意銀行なんかについても、準公的なお

金というか、実際は本当に民間的なお金なんですね

けれども、例えれば、これを各県レベルぐらいに大

きのものにするとか、全国レベルで、何というの

テイアセンターの別称になつてゐるところとそれ

からボラン



管法違反者として不法労働者、不法残留者の退去強制手続をとつておりますが、入管当局の収容施設に収容中の者が病気につかっていると認められる場合には最寄りの病院などで治療を受けさせております。

先生の御質問ありましたような事情のある場合は、本来退去強制手続をとるべきではあります。が、重傷を負つていてはあります。かつては人道上直ちに退去強制手続をとるのが相当でないような事情がありました場合には、本人の治療状況などを考慮して、その手続を一時差し控えるなどの措置をとつております。事案に応じた適切な措置をとつております。

今後につきましてどうするかという点でござりますが、先ほどの御質問の中にございましたよう

に關係省庁に多岐にわたる問題でございまして、入管だけが対処していくといふ問題ではないございません。したがつて、これらの諸般の事情を十分考慮しながら適切な対処を模索していきたい、このように考えております。

○小林(守)委員 一つの事例をもとにいろいろな角度から、こんなふうにしてはどうかというよう

なこととも踏まえながら、提案をしながら述べてきただけであります。が、不法といふようなことにどうしてもつまづいてしまつて、その先に一步なかなか出られないのが行政の現実なのではないかと

いうふうに思いますが、目の前にそういう方がいたならば、どなたであろうとやはり何らかの措置をしなければならぬ、そういう気持ちになるのが極めて自然な人間の感情だろうと思うのですね。

そういうふうなところを何とか行政的に支えられるような仕組みを今こそ、国際化社会の中で日本が一步大人になっていく、なつかつそういうアジアの人たちに対して要是温かい国だと言われるようになつて、いくための大きな試練なのではないかな、そのように思います。表だけの国際化ではなくて、先ほども申しましたとおり、シャドーの部分での国際化も極めて大切なもののではな

るというちやちな話では話にならぬじゃないか」という大きな指摘と期待もあるわけですが、いうまでもなく、自治省としてはどのような対応経過があるのか、あるいはこれからどう対応しようとするのか。これは地方自治体、あるいは国の政府機関もさることながら、全国の自治体としては、自治省がもつともっと飛躍的な役割を果たしていく必要があるのじやないかという期待を持つてるのであります。ですが、自治省としての今日までの経過なり今後の対応方向などについてお聞かせいただきたいと思います。

○森(繁) 政府委員 お話の政府機関の移転の問題についてましては、政府の中では内政審議室が取りまとめ役になりまして、実質的に国土庁の方でそれを担当する、こういうことになつております。

に移転すべき機関名がそれぞれ明記されておりま  
すし、その機関によりまして移転先まで明記され  
ておるところもござります。既にその一部は移転  
をいたしておりますわけございますが、多くの部分

ができるだけ地方に、それもまた東京に近くないところに移転いたしました方が地方振興のためには役立つ、こういうスタンスで申し上げておるわけでございますが、それぞれ関係省庁の機関でござりますので、私どもいろいろ申し上げまして、移る場所なり職員の問題なりがございましてなかなか容易にいかないというのが現実でござりますが、今先生お話しのように、できるだけ国の機関を地方に分散するというのは東京一極集中の中は正の一つの大きな方策でもありますとのことで、今後努力をいたしてまいりたい、かように考

○遠藤登委員　自治大学校を初め自治省所管についてもこれからようであります。まず、立川というのは首都圈域じゃないか。それは職業問題、通勤上の問題、いろいろあるとは思いますが、これはもっと再検討する必要があるのじゃないですか。

そしてこれは自台省、国土省、これは政府が未

進の責任を負うということだと思いますが、四全総にも合致するわけでありますから、地方移転あるいは新しい首都圏をつくっていくという問題あるいはそういう国民的な期待、東京一極集中、首都圏域への集中を一体どう是正するか。首都圏の中でも過疎化と過密が拡大をしてきている、大変な問題を首都圏内でもまたつくり上げているという問題がありますが、そういう問題の克服と関連しながら、全体的に均衡のある国土の発展を図っていく、そのため集中と過疎を克服する。そのための審議会というか、各界の代表を含めたもつと徹底した権威のある——政府も執行の責任を負うけれども、なかなかできない。やる気がないのじゃないかということも指摘される部分もあると思うのでありますが、まず、もつと権威のある審議会をつくってみたらどうですか。

これは自治省だけの問題ではないのであります  
が、例えば自治省の中でもそういう審議会的なな

のをつくるとか、全国の地方自治体を抱えてその指導的な機関にあるわけでありますから、全国の自治体は、自治省に対する期待というの是非常に大きいのです。そういう意味で、自治省みずから、(三三三) 二二〇年未だ、何つかの

か先達の役割を果たすといふ意味で、何がなまらう。そういう権威のある、広く各界の意見を集め、二十一世紀に向かって、いわば四全縦に見合つて、うな国土形成、あるいは全国の健全な自治体、均衡のあるあるいは個性豊かな自治体をどうつくらかという意味の審議会のようなものでもつくつておこう。これが一つの目標である。

お対応したらどうなのが、どうでないとかたがたが、まないのではないかという感じがするのであります  
すが、特に自治省の見解をお聞きしたい。

し、あるいは党派を超えたいろいろな検討も既に重ねられておるわけでござります。

国土庁の方におきましては、四全総のフォローアップの一環の作業といたしまして、また防災に強い首都機能というものを整備したい、こういう観点からも既に懇談会のようなものを開催して幾らかの意見交換をやっておる、こういうふうに伺っておりますけれども、私どもも、今先生のやつた話のございましたようなことも国土庁の方に十分伝えまして、国土庁の方の審議の中ですういふ意見が反映されますように、また私どもの方の意見もそこで陳述することができますようにお願いをしてまいりたい、かように考えております。

○遠藤(登)委員 ぜひこの最大の課題について、特に自治省はその先進的な役割を果たすようお願いしたい。しかも、全国的にも大きな期待を寄せている。

**五十** 所からも来ていらしゃると思いますか  
四全総の推進の問題、あるいは四全総を見直す  
要があるのではないかというような指摘もなさ  
れている部分があるわけでありますけれども、新  
い首都圏をつくるあるいは一極集中を是正する、

四全縦三二十一世紀に向かって確実に実現をしていく、達成をしていくことが求められています。國としての考え方などをお聞かせいただきたい。

いわゆる四全総、第四次全國総合開発計画であります。昭和六十一年に策定されまして五年たつたわけですが、東京一極集中の是正、多極分散型国土の形成、これが一つの大きな目標であります。もちろんこの四全総の最大の眼目は、先ほど来言つておられますように、五六年からして、四全総によって、

総を取り巻く情勢にもいろいろ変化があるといふことでござりますので、昨年の十二月に国土審議会を開きまして、四全総の総合的点検が必要であるという御意見をいただきまして、近々四全総の総合的点検を始めるという運びになつてゐるところになります。

○通藤(譽)委員 これは最大の課題でありますから、しかもまた感じるのは、これは各省庁にまつぱら、がっておって、それぞの省庁の分野でこの四五年の達成のために計画され、しかも実行されようとしているのであります。この縦割りの関係を、もつと集中的に総合的にこれを点検し合う、あるいはこれを促進し合う。これは、政府がなかなかの衝にあって、またそのかなめは国土士官だとは思いますが、この推進に当たつてもつともっと努力な体制が求められているのであります。この四五年達成あるいは四全総の見直しの問題を含めて、この残された二十一世紀までの八年間といふ九九年間というものは極めて大事な期間じゃないのか。いつの期間も大事でありますけれども、これはそういうふうに問われておりまして、一極化して、この過疎なり、あるいは均衡ある国土の形成発展を図るということが二十一世紀に向かって問題

われているわけではありませんから、十分な文庫をそなえた体制をとられるよう強く求めたいというふうに思います。

それから、この一極集中と関連するのであります  
すが、このたびの議会に、地方拠点都市地域整

想、この法律、法案が提起されたわけでありません。この構想、ねらいというのは先ほどもお話をされたのであります。改めてこの地方拠点都市の構想について、そのねらい、構想のアウトロード、インなどについてお聞かせをいただきたい。

○總務政府委員 先生御指摘のように、東京圏への人口なり諸機能の集中は依然として続いている中で、何とかこの一極集中の是正という目標に向けて政策努力を進めていかなければならない、こういう判断のもとに、地方の発展の拠点となるべき地方拠点都市地域の整備を促進しよう。そうして、今申しました一極集中の是正あるいは多極分散型国土の形成を図ろうということで、この法案では、地域の創意工夫を生かして地方の自律的成長を促進するということを特色として考えておりまます。また、これを具体化するために、従来の地域振興立法と異なり、主務大臣の関与を最小限のものといたしまして、都道府県知事が地方拠点都市地域を指定し、関係市町村は共同して計画を作成し、知事がこれを承認すれば足りるというような、都道府県、市町村の自主性が最大限に發揮できるような仕組みとしているところでございまます。

自治省といたしましては、法の運用面におきましても、地方の自主性が十分に生かされるよう、この法律が成立した場合にはそのような配慮のうとに進んでまいりたいと思っております。

○遠藤(譽)委員 この指定、これは知事が指定する、あるいは関係市町村と協力し合つて知事が指定する、しかも、それを國の方との協議によって指定をしていくことになるようになります。しかし、地方の自主性を最大限に尊重していく。これは、指定のいわば年次計画、あるいは最終的にどのような指定箇所になるのか、そういう構想について、計画について、お聞かせをいただきたい。

○松本説明員 お答え申し上げます。

地方拠点都市地域の数の問題でございますけれども、地方拠点都市地域は地方の発展の拠点とな

るべき地域ということです。さうしますので、その意義が希薄になるようなことは困るわけでございま  
す。したがいまして、その拠点という意義が希薄  
とならない範囲内の箇所数でなければならぬ、  
かようになっていところでござります。また、  
予算を伴う支援の面からもおのずから限界がある  
ものと考えておりますが、最終的には一県がない  
に一カ所というぐらいかなと想定いたしております。

それから、年次別の数でござりますけれども、それぞれ地方の特殊性、事情もござりますので、よく地方の方と御相談をして、毎年度見当をつけしていくことになるのではないかと、そういうふうに考えております。

と思ひますが、それは四全総との関連で考えてみても、東京から地方の拠点都市をまず集中的に整備をするという一段階なのか。私は、「二十一世紀に向かって、四全総の目的から私が感ずるに、それぞれ全国の主要拠点都市あるいは中小の都市、それを農山村の圏域を含めて整備をしていく、いわば広域圏域を含めてですね、そして、その地域の歴史とか文化とか、そういう上に立つて、個性のある豊かな地域をつくっていくというのが四全総のねらいではないのかな。あるいは、「二十一世紀に向かってそういう自治体、そういう国土を形成をしていく」ということが問われているのではないか。

それで、各県一ないし二、あるいは、聞くところによれば大体指定年次も五年や七年ぐらいを考える、今の答弁ではそれぞれ地方とも協議をしな

がらこれから策定をしていく、こういう話のよ  
りあります。各県一ないし二、それで、それを  
さらに総合的に機能を高めていく。それを拠点都  
整備として、まず四全総を達成するための、あくま  
いは一極集中を排除するための第1段階の整備計  
して、この地方拠点都市地域整備構想というものが  
が打ち出されていくのかどうか。その辺の考え方を  
をちょっとお聞かせをいただきたい。

今回のこの構想の基底にありますものは、人・地域の東京一極集中が続きます中で、そういう中にもりましても、比較的地方の潜在的な成長力のあるような地域につきましては、これは今後の当該地域の振興によりまして、人口の集積あるいは定住等が図れるのではないかという期待が持てるということを背景にいたしております。

したがいまして、先ほども申し上げましたように、ある程度成長のポテンシャルがある地域といふものをまず考えております。この法律には、検討の規定というもの設けておりまして、法律の施行後十年以内にこの地方拠点都市地域に関する諸事情の変化等を見直しまして検討いたしまして、そしてこの法律、結果に基づいて必要な見直し

○遠藤(豊)委員 当面の課題としては理解をする  
わけであります、各県には主要な都市が幾つか  
あるわけであります。それを農山村の圏域が包む  
でいるわけであります。そういう意味で、そういう  
う圏域も含めた指定、そこに集中的な機能が総合的  
的に高まるような、そして全国が均衡ある個性化  
かな地域や都市が農山村とともに発展していくよ  
うな、そういう方向に向かってぜひ努力を積みと  
うことを通じまして、将来は全国的な国土の均衡  
ある発展につなげていこう、そういう考え方をと  
ておるわけでござりますので、御理解を賜りたい  
と思うわけでござります。

それから、今までの問題と関連するわけであります。  
寄せるものであります。

ますが、時間がありませんから、過疎の問題、先ほどもお話をあつたわけであります、端的に、これは七〇年に大変な御努力を先輩たちがされまして、過疎地域対策の緊急措置法が制定をされた。それから二十一年を経過している。八〇年には振興特別措置法が制定をされた。それから、九〇年には活性化特別措置法が制定をされてきた。それの立場から、国なり県なり自治体が一体になつてこの過疎対策に対応されてきた。大体、お

話によりますと、今日まで過疎対策のために二十一億五千万円を超える財投が行われてきた。その二分の一ぐらいは交通通信関係に充當、投資をされてきたという経過を承っているわけですが、それでも過疎が拍車をかけて拡大化にある。それは一体何なのか。これは社会経済的な大きな流れの中でどうにもならないという一面もあるかと思いますが、これは日本の二十一世紀の民族と将来の上に極めて重大な問題を投げかけているのではないだろうか。

それで、九〇年に行われた世界農林業のいわばセンサスの調査結果も出されて報告もされておりますが、全国の農山村の集落は十四万八千の集落がある。それで、五十五年対比で九〇年の十二月一

日現在で、約八年間の間に約二千二百三十三の集落が、主に山間の集落を中心に日本列島から、長い歴史を持つあるいは戦後の開拓を含めて、姿を消した。これは一千二百三十三の集落。これは大変な、その後二、三年経過しておりますから、恐らく二千三百くらいの集落が日本列島から姿を消した。私たまに言うのですが、東京都知事の鈴木さんのお父さんが山形県の大江町の元七軒村の出身です。朝日山ろくの中腹の道海という集落です。それは二十年前には戸数が百七十世帯である。今は十二世帯だ。小学校が分校になつて、小学校が百二十人おつた、今は三人。相模原から山間留学生を含めて四人。これは何百年という歴

史をつづってきた集落なんです。それが間もなくなくならんとしている。それで、今そういうふうに集落の崩壊を初めとして過疎化が進行して加速

をしている。

大臣は午前中、何とかこの過疎を一定の集約をしてそこに定着できるような総合的な条件をつくり上げていかなければならぬと思っているといふお話をあつたのであります。二千三百ぐらゐのいわば廃村廃屋、解体する費用もむだだからもうそのまま放置されている。いわば廃村廃屋の集落はそういう状態が大半なんです。それを維持する、それを何とか生かす。あるいはその施設、学校、公民館、道路、それを放置することはあってはならないのじやないか。それを何らかの形で環境保全するなりそれを生かす、そういう市町村に特別な資金手当てをする必要があるのじやないか、一つは山が荒れれば下流が荒れる。これは水の問題、環境の問題を含めて歴史の教訓だと思います。

それから、今集落が過疎化に向かって激しいところに対する手だて、それを防止するための、こ

れは過疎振興を含めて、あるいは交付税を含めて特別資金あるいは特別基金制度あるいは特別交付金制度というようなものをつくって、それに少

しでも歯どめをかけていくという政策が必要なのではないか。そういう手だてが必要なのではないか。まず当面の問題として強くそのことを感じる

のであります。それで、それらに対する対応方針やら見解をお聞かせをいただきたい。

#### ○木寺説明員

お答えいたします。

御指摘のように、多くの過疎地域におきましては人口の減少が引き続いているばかりではなくて、高齢者の割合が高く、あるいは若者の割合が低い等、人口の著しい減少に伴いまして地域社会の活力が低下している現況にあり、またその中で

指摘のように見受けられるところであります。

国土庁といたしましては、こうした問題に対応するために、国庫補助事業といたしまして、過疎地域において定住の基礎的条件が著しく低下し

た集落を再編整備するための過疎地域集落再編整備事業というものを推進いたしております。ま

た、その中でも住宅を撤去するための場合の費用等を含めた移転経費につきましても、補助の対象をいたしております。

さらにまた、空き家になつた廃屋につきまして、これを有効に活用し公共施設としての整備を図つて、そこでの交流の場としての再生を図るためのふるさとモデル事業というのも国庫事業として推進をいたしております。

またもう一点、総合的な定住の必要性があるのではないかというお尋ねでございますけれども、御指摘のように、若者を中心とした定住がなかなか容易に進まないという状況にあるわけ

でございます。こうした現状を踏まえまして、平成二年の四月四日に制定されました新しい過疎法に基づきまして、若年層を中心とした定住促進の

ための産業振興、雇用確保及び生活環境の整備を

重点として、関係省庁とともに積極的に取り組んで

いるところであります。

また、平成四年度から自治省におきましても、こうした過疎地域等の不利な地域につきまして、

地域の活性化の主たる担い手であります若者層の定住等を促進するための若者定住促進等緊急プロ

ジェクトというものを位置づけて、地方財政措置

を中心とする支援措置を講ずることとされている

ところであります。

また、平成四年度から自治省におきましても、こうした過疎地域等の不利な地域につきまして、地域の活性化の主たる担い手であります若者層の定住等を促進するための若者定住促進等緊急プロ

ジェクトというものを位置づけて、地方財政措置

を中心とする支援措置を講ずることとされている

ところであります。

國土庁といたしましては、今後ともこうした事業とともに、関係省庁あるいは関係地方公共団体と一緒になりまして、地域活性化のための総合的な施策の展開を積極的に図つてまいりたいといふふうに考へているところであります。

○遠藤(登)委員 大変な努力を重ねられてきておりますが、それでもとまらない。

それで、今おっしゃるように、いわば廃村といふふうに考へているところであります。

そこで、定住を促進するとか、過疎地域の再編の問題とか、若者の定住問題。だから、先ほども私

も申し上げたのですが、そういう農山村の取り巻く中核中小都市、そこにいわば雇用の場をも含めて総合的な機能を高めていく、そういうのが四全のねらいなのではないか、私はそう思つておるのですよ。そこに大体一時間の通勤圏域をつくって、これを有効に活用し公共施設としての整備を図つて、そこでの交流の場としての再生を図るためのふるさとモデル事業というのも国庫事業として推進をいたしておるところであります。

さらには、空き家になつた廃屋につきまして、これを有効に活用し公共施設としての整備を図つて、そこでの交流の場としての再生を図るためのふるさとモデル事業というのも国庫事業として推進をいたしておるところであります。

またもう一点、総合的な定住の必要性があるのではないかというお尋ねでございますけれども、御指摘のように、若者を中心とした定住がなかなか容易に進まないという状況にあるわけ

でございます。こうした現状を踏まえまして、平成二年の四月四日に制定されました新しい過疎法に基づきまして、若年層を中心とした定住促進のための産業振興、雇用確保及び生活環境の整備を

重点として、関係省庁とともに積極的に取り組んでいるところであります。

また、平成四年度から自治省におきましても、こうした過疎地域等の不利な地域につきまして、地域の活性化の主たる担い手であります若者層の定住等を促進するための若者定住促進等緊急プロ

ジェクトというものを位置づけて、地方財政措置

を中心とする支援措置を講ずることとされている

ところであります。

國土庁といたしましては、こうした問題に対応するために、国庫補助事業といたしまして、過疎地域において定住の基礎的条件が著しく低下し

た集落を再編整備するための過疎地域集落再編整備事業というものを推進いたしております。

そこで、定住を促進するとか、過疎地域の再編の問題とか、若者の定住問題。だから、先ほども私は

お答えいたしました。

御指摘のように、多くの過疎地域におきましては、人口の減少が引き続いているばかりではなくて、高齢者の割合が高く、あるいは若者の割合が低い等、人口の著しい減少に伴いまして地域社会の活力が低下している現況にあり、またその中で

指摘のように見受けられるところであります。

そこで、定住を促進するとか、過疎地域の再編の問題とか、若者の定住問題。だから、先ほども私は

お答えいたしました。

そこで、定住を促進するとか、過疎地域の再編の問題とか、若者の定住問題。

帶の場合、そういうところに急患が出た場合は、これは広域消防の救急班を始めいろいろ機能部分がありますが、特に山の豪雪地帯などは大変なんですよ。それで、大体各県にヘリコプターなどが購入されてそれぞれの分野で機能が生かされている部分がありますが、そういう緊急事態に少なくとも二十分や三十分以内に救急対応できるよう、できれば十分以内ぐらいで対応できるような体制なども配慮する必要があるのじゃないか。そのためにはヘリコプターなども活用するよう、特に僻地あるいは山の奥の救急医療について、あるいは山林、いわば山の登山を始めとして山に親しむ方々がいっぱい増大していくとそういう急患にも対応してきているようありますけれども、過疎あるいは山奥の集落の急患対策について、近代的な対応として十分検討をいただきたい。

それから豪雪の場合に、じつちゃん、ぱっちゃんと雪おろしもできない。除雪もできない。それでこの豪雪、排雪あるいは除雪の救援隊というか、それは広域消防の部分でも検討をしているようありますが、これらについても配慮をしていく必要があるのじゃないのか。

それから、山村留学を初めとして、これから余暇時代に入っているし、山村と都市の交流センターの設置とか、交流を促進するというのが拡大基調にあります。もっともそれを拡大をしていくということについて十分な御配慮を願うべきじゃないか、それを推進をしていくべきじゃないかということを強く要請させていただきました。

それからリゾート開発の問題、これもリゾート法が施行されて五年ぐらいになるわけであります。それがリゾート開発の問題、これもリゾート法が行なわれてきたのであります。余りにも乱開発あるいは自然破壊が甚だしい。それについて、このリゾート法の見直しあるいは開発規制などについて再検討をする必要があるのではないか。

それから、バブルの崩壊や経済の減速によって、もう開発途中で断念あるいは倒産、そのまま放置をされる、これはその地域にとって、自治体にとっても重大な問題なわけあります。これは国においても何らかの対応を図るべきではないかという指摘が多く出されているのですが、このリゾート開発あるいはリゾート法関連の問題について、一括してその対応状況なり対応方向についてお聞かせをいただきたい。

○斎藤説明員 リゾート法に基づくリゾート地域の整備につきましては、全体としてはまだ緒についたところでございます。各道府県とも地域の実情に応じまして地域づくりに取り組んでいるところございます。したがいまして、現時点におきましては、リゾート法制定の趣旨に沿いまして、自然環境の保全等の調和に十分配慮しつつ、地域の特性を生かした魅力あるリゾート地域の整備を着実に進めることが重要であると考えております。

リゾート地域の整備につきましては、経済情勢の変化等によりまして、一部には当初の予定どおり進んでいないという計画もあるということは聞いておるわけございます。しかし、リゾート地域の整備をそのためには、来るべき二十一世紀に向けてゆとりある国民生活の実現の場を整備するため、またリゾート整備による地域の活性化が期待されている地域も多々ございますので、そういう意味で非常に重要なものでございますので、地域の整備には長い時間がかかる関係もありますので、長期的な観点から取り組むことが必要だと考えております。

国土庁としましては、関係省庁とも御相談しながら、承認基本構想の進捗状況の的確な把握等を行いまして、フォローアップを行い、長期的視点で、長期的な観点から取り組むことが必要だと考えております。

○遠藤(喜)委員 緒についたばかりだと、リゾート法関連ですね。あるいはリゾート法によらないいわばリゾート開発、目に余る部分もあるわけでありますから、これは各省庁にまたがる部分があるようありますけれども、自然破壊あるいは乱開発にならないように、あるいはリゾート法の趣旨が、そういう意味では乱開発や自然破壊につながらないような厳重な配慮をしながら、法の趣旨にのっとって対応されるよう強く求めたい。

それから、規制緩和の問題についても、一定程度見直す部分があれば見直していくべきじゃないのか。これはリゾート法施行あるいはリゾート法によらない開発部分、そういう部分も相当あるわけですから、これは各省庁にまたがる部分もあると思いますが、十分御配慮していく必要があります。したがいまして、現時点におきましては、リゾート法制定の趣旨に沿いまして、自然環境の保全等の調和に十分配慮しつつ、地域の特性を生かした魅力あるリゾート地域の整備を着実に進めることが重要であると考えております。

それから、公共事業のあり方について、特に四百三十兆円の公共投資十カ年計画、こういうことになったわけですから、特に公共事業の平準化の問題というか、特にこれは何年も指摘されてきた問題だと思います。

それから、公共事業のあり方について、特に四百三十兆円の公共投資十カ年計画、こういうことになつたわけですから、特に公共事業の平準化の問題というか、特にこれは何年も指摘されてきた問題だと思います。

○遠藤(喜)委員 積雪地帯は、大体公共事業が発注になるのは早く九月なんですね。九月から十二月になつてくると雪が降るのであります。十二月を含めて四カ月間で雪の中の作業というのは大変だ。これは公費のロスもあるし、事業主も大変だ、働く労働者も大変だ、仕上がりも余りうまくない。それで雪が消えた年度の初めということになりますが、四月から八月までの五カ月間、ずぱり言うと、いろいろあるにしても、まあ仕事がない。そういうロスを省いていくということがいわば公費の効率的な運用、投資。それぞれ業界もいいし、働く人もいい。したがって、平準化の問題を真剣に検討してもらいう必要があるのではないか。このことについて、施越しの問題とかあるいはゼロ県債の発行の問題とかいろいろ対応について配慮をされてきております。それで、建設事業の平準化あるいは早期着手工という問題は大変大切な問題だと思っておりますので、私どもも地方団体にこれからも強力にお願いをしてまいりたいと思っております。

○遠藤(喜)委員 それは、建設省農林省を含めて、ぜひ——大臣もいらっしゃいましたから。公共事業の平準化、平準的に施行できるように。特に積雪地帯は、先ほど申し上げたのですが三ヶ月か四ヶ月きりでありますよ。そういうことで公費のむだを省く。そして効率的な投資の仕方を考

のむだ、公費のロス、やる人も大変だということについて十分御配慮願いたいという要請をしておりましたので、各関連省庁についてぜひひとつ公事業の平準化に向けて御努力を願いたい、強く要請をさせていただきます。

時間が来たようでありますからやめますが、行政の文化についても、これは財政的なゆとりの問題もあることであります、十分配慮をしていく必要があるのじゃないのか。道路をつくるにしても、橋をつくるにしても、体育館をつくるにしても、学校をつくるにしても、やはり文化的な部面に一定の配慮をしていく、それを高めていくということが各分野において大事ではないかということを強く要請させていただきます。

それから、女性の社会参加が問われておりますが、国家公務員、地方公務員、それぞれの分野が、各審議会の登用を含めて強く求められて、それなりの努力もされてきてはいるようですが、ぜひ女性の行政あるいは政治への参加、社会参加、各分野の参加を含めて、これらの面について十分な御配慮を強く求めながら、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

中興發賣  
吉井光熙君

○吉井(光)委員 まず最初に自治大臣にお尋ねをしておきたいのです。

御承知のように、国家公務員の東大偏重是正に

ついてでございますが、今御承知のように受験

シーランがたけなわでござります。去る二月二十日八時半の開議であつて、高澤總理から東大卒論文の

日本の開拓と東洋の傳道

して、これを受けて政府は、五年度の採用で上級

職については東大卒を五割以下にする、こういう

方針を固められたようでございます。こうしたこ

とが大きく報道されて注目を集めただけでござりますが、これは多様な大学から多彩な人材を採用

ますか。これは多様な力量から多様な人材を採用して、そして官僚機構を活性化させようという、

官僚のあり方に対する反省から出たもので「ざい

まして、また、許認可権を握ると、この官庁に東

大卒が多いということは許認可絡みのある民間企業の採用にも東大重視の傾向をつくる。受験地獄の緩和に役立て、そして学歴社会にメスを、こういう教育改善の突破口の意味もある、このようにも言われてゐるわけでございます。

その一方で、東大卒の比率を下げる官僚機構は活性化しないだろう、問題の本質をすりかえているとか、また、東大への逆差別になるおそれもあって法的に問題はないか、こういったさまざまな点で疑問視をする声も出ているわけでござります。しかしながら肝心なことは、やはり国づくりとは人づくりだ、このように私は思うわけでございまして、国内の政治課題でありますところの生徒活天国づくり、このためには、それをつくる人がやはり庶民の心の痛みのわかる人でなければならぬないし、また、冷戦後の世界秩序の形成のために、世界情勢をいち早く敏感に察知して、そして即応できる国際センスのある人でなければならぬる、このように私も思います。

官庁の中でも比較的東大出身者の比率の高い自治省、それから警察庁、所管大臣としてはこの問題についてどのようにお考えをお持ちなのか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

○塩川国務大臣　このお考え方、官澤総理自身が閣議の席で述べられたことでござりますので、総理の全くの政策であると私は思っております。蓋然的に申しまして、この政策は適宜ない政策だと私は評価しております。と申しますことは、やはり役所に関係のある人は多様性を持つておる方がいいと思うのでございまして、そういう意味で、一大学に余りにも偏重するということは好ましくないとおもいます。特に上級職等においてそれが偏在することは好ましいことではない、できれば多様化する方がいい、こう思つております。

それともう一つは、やはり東大というものがそれだけの世間集中の標的になつてゐるというか日本になつてゐるということは、これは受験社会、受験生の中から見ましても、やはり東大志向型と

いうのはそういうところから出てくる一つの原因をつくっていることとも言えると思いますし、それを是正する意味においても効果はあるんじゃない

状態だ、こういうことでござります。

いか、こう思います。

うのですからとも少しだけ、と感覚があるのです。公務員上級職の試験について、試験で合格する者は全くこれは自由競争でございまして、要するに

実力のある者は合格していく。」  
さいますが、合格者の中から各省がさらに選別をして採用するときに、その資格者の中から多様性

を持って採用をしてほしい、こういうことになります。試験は全く実力主義でやる、こういうことでございますので誤解のないようにしていただきたい。

○吉井(光)委員 わかりました。

日、島原市議会の雲仙災害対策特別委員会の委嘱長から一通の手紙をいただいたわけでございますが、内容は、相次ぐ火砕流それから土石流等の災

害におびえる島原市民また深江町民の窮状を訴えるとともに、今後の雨量次第でより一層深刻の度を増すであろうこの土石流対策に、国としても

全の体制を期してもらいたい、こういう非常に強い要望でございます。特に島原市の財政がピンチに陥っているので力強いやはり国の支援をと訴え

は十八億を計上し、全体の一四・八%を占めているということになります。そして同市の財政調整基金も、昨年までは六億円あったものが、一連のオペ市債によって今は三億円へと減っています。

基金から計十三億一千万円を取り崩して繰り入れ  
基金から公共施設等整備基金、市債管理手当基金それから財源不足を補つために、退職

るほか、地方交付税の増額四億円を見込んでいる

状態だ、こういうことでござります。  
察するに、恐らくぎりぎりの財政状況であろううことは容易に想像がつくことでございますが、こうした島原市の財政の窮状に対して、地方の監督官厅たる自治省としてはどのような救済の手を差し伸べていらっしゃるのか、またいこうとお考えになつておるのか、ひとつ誠意ある御答弁をお願いしたいと思います。

○塩川国務大臣 市の当局から申してきておりまることは、自治省としては、もう全面的にその実現を期するよう努めしております。しかしながら、御承知のように、何といいましても市税制はもう全く停滞してしまっておるような状況でござりますので非常に苦労しておられると思いますが、ついては県との関係もござりますので、きょうも知事が上京されましていろいろとその筋のところへ対策の協議をしておられます。近く宮澤総理が現地を訪問される予定になっております。予算案を早期に上げていただきましたらその後すぐにも行かれるのではないかと思うておりますが、そのときに知事と市長との間で十分な話し合ひが持たれるだろう、こう思つております。その話し合いの結果は、自治省あるいは建設省あるいは国土庁、それぞの省廳においてくると思いますけれども、その分につきましては全力を挙げてその実現に努力していくたい、こういうことを思つております。

○吉井(光)委員 それでは、今回の地方税法の改正に関連をいたしまして、自動車に関するところの税制の公平化について若干お伺いしたいと思うのですが、第一は、現在、社会が別名車社会、このように言われておるわけですが、これは地方に行けば行くほどその感が強いわけでございまして、便利な反面、交通事故それから渋滞、環境、貿易摩擦等々の多くの問題を抱えている中で、どう両者のバランスをとりながら共存共栄していくかが今問われているわけであります。

ところで、我が国の自動車税制は非常に複雑でございます。とともに、自家用乗用車の税負担が

貨物車等のそれと比較をいたしまして国際的に見ても著しく重いわけでございまして、これはやはり生活者という視点から考えますならば、自動車税について車種間等での税負担の公平化を図つて、そして自家用乗用車の税負担の軽減を図つていいのではないか、このように思うわけでござります。

第一点目といたしまして、今や世界共通の課題となつております環境問題の一つである窒素酸化物によるところの環境汚染でございますが、この主な原因は、割安である軽油、これを燃料とするディーゼル車の普及にある、このように言われてゐるわけでございます。この改善策として、技術開発はもちろんのことですが、今回の改正とあわせまして、軽油引取税リッター当たり二十四・三円、ガソリン税はリッター当たり五十三・八円、この公平な課税を図つてはどうかと思うのですが、以上二点について、自治省のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

まず第一点でございますが、自家用自動車と営業用自動車との格差の話でございます。これだけ所得水準が向上いたしまして、また国民の価値観など多様化しまして、自動車に対する欲求もさまざまなものになってまいってきております。かつてのよう乗用自動車を所有すること自身が奢侈的であったという時代ではないとは思います。国民の乗用自動車に対する意識も大変変化してきていることであろう、それはそのとおりであろうと思つております。

営業用と自家用につきまして格差を設けておりますのは、営業用につきましては、物価への影響といったような観點に立ちまして自家用に比べて低い税率になつてているわけでございますけれども、一方、自動車税全体の税率といつてしましては昭和五十九年度以来引き上げていないわけでござります。さらにまた、平成元年度の改正におきま

造が全体としてなだらかになるようというようなことで普通乗用車につきましての税率をむしろ引き下げたということもございまして現在に至っているわけでございます。したがいまして、根本的には五十九年度以来そのままになっているわけでございます。その後の国民の生活水準あるいは負担能力からいきまして現行の税率がおおむね妥

当然なからうか。かようくに考えております。  
普通乗用車にかかります税負担のそもそもある  
り方につきましては、自動車税そのものの性格と  
しまして、大変普及したとはいしましてもやはり  
資産課税という面が一つにありますとの、道路損  
傷負担金といった面と二つの性格を有した現在の  
自動車税ということから考えましても、これから  
その税負担水準をどうすべきかとということにつき  
まして、車両価格その他の物価水準の動向でござ  
いますとか所得の伸びでござりますとか、そつ  
いたものを総合的に勘案しながら慎重に検討し  
てまいる必要があるのではないだろうか、かよう  
に思つておるわけでございます。  
なおまた、自動車税そのものが府県の税金とい

なおまた、自動車税そのものが府県の税金とい  
たしましては、事業税、県民税に次ぎます三番目  
の大きな税収を支えている税目であるということ  
も念頭に置く必要があるうかと思つております。  
もう一つお尋ねの軽油引取税の方でござります  
が、この軽油引取税は、もう既に御案内のとおり  
地方団体の道路の目的財源として創設されたわけ  
でございますが、現在地方道路の整備水準が国道  
に比べますと依然として低い状況にござります  
し、また、国費の場合に比べますと地方の道路財  
政費に占めます特定財源の比率が低いということ  
などから勘案いたしますと、この地方道路目的財  
源の引き続きの拡充強化の必要性はあるものと考  
えておるわけでございます。

ただ、環境という点から今お話をございました  
けれども、軽油引取税の税率につきましては、使  
用するのが専らバス、トラックということもござ  
いまして、運賃の値上げあるいは物価へのね返済

配慮する必要があろうと思つております。それから、道路目的財源でござりますので、今後の地圖から道路の整備状況など諸情勢を勘案する必要がござります。たまたま来年が次期の第十一次道路整備五ヵ年計画の策定の年でもございますものですから、それに向けまして各方面の御意見を伺ひながら、軽油引取税の税率のあり方につきまして慎重に

○吉井(光)委員 今道路財源云々とおっしゃいまざいです。検討してまいりたい、かようく考えておる次第でござります。

と思ひます。次は、国保制度の問題について触れておきたいと思うのですが、まず第一点は、継続赤字団体への取り組みでござります。

過去五年間における国保財政の状況を見まますと、徐々に赤字団体は減少傾向にはござります。しかしながら、金額的には赤字団体減少件数と比較してはいいわけございません、それは全く字団体のうち継続赤字団体が約八割を占めているからでございます。こうした継続赤字団体が相変わらず一部の地域に集中しているからにはかなわないわけでございまして、どうしたら黒字団体に転換できるのか、まず、その取り組みについてお伺いしたいと思ひます。

○辻説明員 赤字団体についての取り組みについて御説明申し上げます。

赤字団体、今御指摘ございましたように継続赤字団体が相当ございますが、平成元年度で申しま

いります。百五十保険者の赤字額が全赤字保険者の一千四十四億円のうち一千三十九億円、大部分が継続赤字保険者の赤字であると言えると思います。その中でも実は上位の十保険者だけで一千二十九億円のうち七百三億円、七割を上位十位の半ば字保険者が占めておるといった形で、相当分極化傾向が見られます。

老人医療費の安定化を図る、こういった形で、具体的には赤字解消基本計画といったものを策定していただきまして、全庁体制のもとで医療費の適正化や収納率の向上などといったことに取り組んでいただいております。徐々にございますが効果はあらわれてきておるというふうに考えておりなす。

○吉井(光)委員 今御答弁をいたしましたように、国保財政は非常に苦しい。その一つの原因には御答弁をいただいたような事柄があるわけでございます。

私が昭和六十三年三月三十日の社労委員会で、当時の藤本厚生大臣にお尋ねをしたわけですが、このときに大臣は、「一つにはお年寄りが非常に多いということ、二つにはやはり所得の低い人、所得者が他の制度と比べて多い、それから三つには医療費に地域差があるんだ、このように答弁をいたしたわけでございますが、この低所得者

措置の状況、これがこの五年間にそれぞれどのようない傾向にあるのか、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○辻説明員 保険料の軽減世帯でございますが、所得の低い世帯につきまして六割あるいは四割といった軽減を行っておりますが、最近五年間の数字を御報告申し上げますと、昭和六十二年度が、六割軽減が一八・一・一%、四割軽減が五・一五%、合計二三・一六%、六十三年度が、六割軽減が一八・一・四%、四割軽減が四・九〇%で計一三・一五%、元年度が、六割軽減一九・〇九%、四割軽減四・六四%で計二三・七三%、二年年度が、六割軽減二〇・三三%、四割軽減四・一四%で計二四・四七%、それから三年度の見込みでございますが、六割軽減二〇・八一%、四割軽減三・六六%で計二四・四八%と、おむね全体としては横ばいでございますが、あえて申しますと六割軽減が少し伸びておるという傾向でございま

〔委員長退席 国庫委員長代理着席〕 ○吉井(光)委員 そこで、この保険基盤安定制度のあり方でござりますが、いわば構造的な問題でありますところの今おっしゃられた低所得者層対策の視点から、政府は、昭和六十三年に暫定措置いたしまして保険基盤安定制度というものを創設をされたわけでございます。そして、低所得者負担されたために国が二分の一、それから都道府県及び市町村が各四分の一ずつそれぞれ助成するとなつたわけでございますが、さらに平成二年には国庫負担強化とそれから財政調整交付金の重配分の見直しが行われたわけでございます。

ましたように、老人の医療費の高いところというところが非常にあえいでおりまして、高齢化に応する具体的かつ合理的な負担システムをつくるということが非常に重要なことだと考えております。それで、これまでも退職者医療制度の創設とか老人保健制度の創設、一連の改革を行つておるわけでござりますけれども、特に平成二年度におきましては、高齢者が国保は特に多いということで、各制度の合理的な負担システムとしての老人保健制度の創設を行つておるわけですが、その中で出金の加入者按分率を一〇〇%にするという措置をとりましたが、平成二年度の実績を見ますと、決算ベースで市町村の国保の老人保健の拠出金は五百八十八億円、六百億円近く純減いたしております。

そのような効果があらわれておりますのと、平成三年度には、老人医療の一部負担の見直し、あるいは介護要素に着目した公費負担の拡充といったことが行われまして、これによって国保運営の安定化はさらに平成三年度も効果があるものと考えます。

則があるわけでござりますから、この基本原則として踏まえまして国保会計というものを運営をしていくの国保会計を困難にしている原因の中には、保険者である市町村の責めに帰することのできない事情がやはりあるわけでございます。

例えば低所得者が多いという事情、これは保険者である市町村には責任のないことでござります。また、病床数が他の市町村に比べて非常に多いという地域というものにつきましても、これは別に保険者の責任で多くなっているというようなことでもない。こういう点に着目をいたしまして、これらの要素を一定の指標をつくりまして、そして一般会計からの繰り出しといいますか繰り入れといいますか、こういうのをしていかざるを得ないんじゃないのか、こういうことで今回この支援事業をやったわけでございます。

したがいまして、三千億円の一般会計からの支拂字がある、そのうちの三分の一を追認する、こ

か。  
また、こゝでちょっと懸念するのが、同じ線引きま  
線上にいながら重点配分される自治体とそして配  
分されない自治体、これに格差が生じるのではないか。  
これは、ちょっと気を緩めますといわゆる  
収納率というものがすぐ落ちてくる、こういう状  
物でございますから、したがって、こうした格差  
はかえって線上にいる自治体のいわば改善意欲、  
努力を阻害をする要因になるのではないか、こう  
いう感じもするわけでございますが、いかがで  
しょうか。

○湯浅政府委員 平成四年度の地方財政計画で  
は、今御指摘の国保財政の安定化支援事業とい  
うものを計上いたしました。一千億円でござります。  
これは今御指摘のよう、一般会計から国保会  
計に約三千億ぐらいの繰り入れが行われているわ  
けでござりますけれども、それを一般的には認  
るというつもりでこれをやつたわけではないわけ  
でございます。あくまでも国保事業というものは

○吉井(光)委員 そこで、今回の改正で国保税の課税限度額が四十四万から四十六方に引き上げられるわけでございますが、この限度額に達する対象者が一体何人ぐらいいらっしゃるのか。どの程度の所得の人がこの最高課税限度額を納めているのか。また、限度額はどのような基準、根拠に基づいて決められているのか。さらに、どこまでを引き上げの限界と見ていらっしゃるのか。この点、いかがですか。

○辻説明員 まず、限度額該当世帯数でございますが、平成三年度におきまして一世帯当たり四十四万円以内にいたしております。市町村におきましては、たとえば三十三万とか三十五万といつたような低いところもございまして、ぱらつきがありますが、そのそれぞれの限度額に該当する世帯全部を集計いたしますと、全世帯の九・九五

いうような趣旨でこの制度を設けているのではありません。あくまでも、この国保財政というものの、市町村で責任というが責めに帰せざる部分について、あるいは、保険者である市町村の努力ではいかんともしがたい要因に限りましてこういう措置を講じたということでお御理解を賜りたいと思うわけでござります。

基本的には、国保財政に対する国の責任というものは、これはこの支援措置を行つたことによって後退するものでもございませんし、また、こういうことをやつたから市町村の国保財政を厳正にやらぬでいいといふようなことはならぬわけでございまして、今後とも国保財政の健全化のために関係市町村は努力をしてもらわなければなりませんし、國は國で医療費の適正化あるいは医療保険間の給付、負担の均衡化という基本的な問題について、今後とも精力的に努力をしてもらいたいというふうに考へておるところでございま

%、百六十七万六千世帯となつております。

それで、限度額についての所得がどのくらいであるかということでござりますけれども、これは各市町村ごとの保険料の水準によります具体的な賦課の方式、それから世帯員によってさまざままでございますが、ちなみにモデル計算をやりまして、平成三年度において四十四万円に該当する世帯、四人世帯で平成元年度の全国平均の応能保険料率を当てはめて計算いたしましたと、平成三年度における前年所得、平成二年度所得で四百三十四万円の方が上限に該当するというような水準になつております。

それで、その限度額の引き上げの考え方でござりますが、基本的には、所得が上がるに応じて各被保険者の保険料は上がっていくことになりますので、どの被保険者におきましても同じように上がりますようにというような意味での被保険者間の負担の公平という観点から、所得の伸びを勘案いたしまして四十四万円から四十六万円に平成四年度においては上げるというような考え方でございます。

具体的にそれがどの程度が負担の境界であるかということはなかなか一概に私どもも申せないわけでございますが、所得の伸びたことに応じていただくというような意味で昨今引き上げを行つておるという中で、全体として安定いたしますように、この場で申しましたように高齢化への対応、高齢化に基づく国保の負担要因の軽減、それから低所得者の増大、低所得者に着目する負担要素の軽減といったような改革を繰り返しながら保険料水準の安定化に努めておるところでございます。

○吉井(光)委員　このいわゆる課税限度額は、もういろいろな物議を醸しておしまして、山口県におきましても、二つの市においては、平成四年度から四十六万円になりますというと四万円アップです。一市については三万円アップ。しかもその対象者、すなわちこの最高限度額納入者のボーダーライン上の人が年収約四百万。サラリーマンの平均年収よりもまだ低いわけですよ。そういう

人がこの最高限度額を納めている人の約二・一%いらっしゃる。言いかえれば、年収約四百万以上、例えばそれが三千万円であるうが四千万円であるうが今度は一律で四十六万、こういうことになります。これでは実質不公平ではないか、こういう声が非常に高くなってきてる。ところが、自治大臣の地元である大阪府の高石市、ここでは四百万未満が三十五万ですね。四百万から六百万が三十六万、それから六百万から八百万が三十七万、八百万から一千万円が三十八万、それ以上が三十九万。今四十四万のラインですけれども、これがもう一千万円以上で三十九万。それから門真市、これもやはり五百萬以上が四十万、それ以下が三十九万、こういう設定でございます。したがつて、今申し上げましたそういう財政力の豊かなところ、例えばこういうところについては当然その保険者は特別調整交付金の給付は受けないと思いますが、これはいかがですか。

び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める。」こういうことでござりますが、これは解釈いたしますと、政令で定めたとおり条例または規約で決めなさい、言いかえれば四十四万のいわゆる最高限度額で設定しなさい、こういうことですか。

○辻説明員 八十一条の政令は基準でございまして、その基準に沿つてまたそれぞれ市町村が条例で定めていただくわけですが、その場合の賦課限度額につきましては、限度でやるということです、その範囲であればという趣旨で、その限度額を必ず設定しなければ違法になるというものではございません。

○吉井(光)委員 そこで、こういった最高限度額の決め方、これが今いろいろと答弁をお聞きしてもわかりますように、例えば高石市では三十五万円で済むわけです。これが山口県へ帰ってきますと、これが四十四万円かかるわけですね。非常にアンバランスですよ。同じ日本国に住みながら、同じ地位を受けながら、市町村が変わっただけでこれだけの大きい変動があるという。これはもう

び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める。」こういうことですございますが、これは解釈いたしますと、政令で定めたとおり条例または規約で決めなさい、言いかえれば四十四万のいわゆる最高限度額で設定をしない、こういうことですか。

○辻説明員 八十一条の政令は基準でございまして、その基準に沿つてまたそれぞれ市町村が条例で定めていただくわけですが、その場合の賦課限度額につきましては、限度でやるということです、その範囲であればという趣旨で、その限度額を必ず設定しなければ違法になるというのではございません。

○吉井(光)委員 そこで、こういった最高限度額の決め方、これが今いろいろと答弁をお聞きしてもわかりますように、例えば高石市では三十五万円で済むわけです。これが山口県へ帰ってきますと、これが四十四万円かかるわけですね。非常にアンバランスですよ。同じ日本国に住みながら、同じ地位を受けながら、市町村が変わつただけでこれだけの大きい変動があるという。これはもう国民健康保険とうたっているわけですから、もう日本国民であるならば日本の国どこへ行っても、同じ治療を受ければ保険税にしろ保険料にしろ同じであるのがこれは当たり前ではないか、以前から私はこういった疑問をずっと持ち続けているのです。

そこで、収納率の状況と対策でございますが、今さら言うまでもなく、市町村国保の保険料徴収形式には、これは二つありますね。一つは国保法に基づくところの保険料、もう一つは地方税法に基づくところの保険税として徴収する場合があるわけです。御存じのように、この二つの採用状況を見ますというと、税採用団体は全体の約九一%、この割合は長期的に変化しておりません。したがつて安定をしているわけでございます。ただし、加入世帯数で見ますというと、税の占める割合が約五二%、それから被保険者数についても六〇%強、このようになっているわけでございま

す。これはいわゆる政令指定都市などの人口の多い団体が保険料を採用しているためであると思うのですが、大都市への人口集中傾向を反映して、税形式の加入世帯数それから被保険者数の占める割合は引き続き減少していくもの、このように考えられるわけでございます。

ところで、税から料方式に変えたら本当に収納率が低下するのかどうか、これを明らかにするためにはやはり料と税の収納率の違いを見ればいいわけですが、経年的にはほとんどの年度で税が料を上回っているものの、その差は一ヵ月満にすぎないわけでござります。であるならば、市町村が心配していると言われる料では収納率が下がるとは言えないことになるのではないか。最近は医療費の増加等に伴うところの税負担の増加から、むしろ税、料ともに収納率が低下している、この方が問題ではないかという指摘さえござります。

そこで、料税別の滞納件数と滞納額などのようになっているのか、また、収納率向上のために厚生省は、休日夜間訪問収納のための保険料収納率の特別対策事業の推進、それから調整交付金によるところの減額措置、それから悪質滞納者の適正な運営等によって努力をしている、このように昭和六十三年度事業でも答弁をしているわけですが、現状はなかなか改善されていないし、今後の厳しい社会また財政状況から考えますと、もつと抜本的な手を打っていくべきではないか、このように思うわけですが、いかがでしょうか。

○辻説明員 保険料の収納率についてでございますが、まずデータ面で料と税どちらと滞納に関するデータを今持ち合わせておりませんので、改めて御報告したいと思います。

それで、収納率の引き上げについての施策の評価、方針でござりますけれども、やはり収納率の今の現状を見ておりますと、全国平均で九四・七%でございますけれども、政策的努力を行えば必ず収納率は上がっていく、もちろん九五とか六とか七とか、もちろん一〇〇%のところもあるわけでございますけれども、上方へ行けばその効

果というのは年々難しくなりますけれども、全国平均九四というのから見まして、現在議論になっていますような九〇とか九二とかいったようなところは、きめ細かな収納のための努力を行えば実に効果が上がっているという実績を私どもも評価いたしております。そういう観点から、大変御苦労を伴う制度でございますけれども、幅広い方法、徴収体制の強化から口座振替あるいは一つ一つに収納に回っていただく等非常にきめ細かな措置を含めまして、基本的な日々の収納の努力によって効果が上がるという考え方方に立って、収納率の向上のための努力をお願いしておるところでございます。

○吉井(光)委員 そこで、先ほど申し上げましたいわゆる料と税の統一問題でございますが、この問題について從来から多くの論議があるわけですが、結論から先に申しますと、私はやはり保険料の収納方式で統一すべきではないか、このように思っております。

なぜなら、第一には、料と税の制度的差異、これは要するに保険料にあっては制度上厳密な法的規制ではなく、条例の制定によって市町村が自主的に決定し得る範囲が比較的広い結果、ある程度の協力性が認められるのに対しまして、保険税となりますというと、これは租税としての法的規制のもとに置かれて、三点でそれぞれの基本的な特質があるわけです。しかしながら、この両者の差異は幾つかの規定を除けば基本的に大きな差はないということでありまして、これは厚生省も自治省も同様の認識を持っていらっしゃると思うのであります。

それから第二点目としては、国保制度は、加入者がかかった医療費をお互いに負担し合ういわゆる医療保険制度であります。他のすべての医療保険と同様に本来保険料の形で対応すべき性格のものであって、また公平という税理論にじまないものではないかと思う。この点についても厚生省も自治省とも異論はない、このように私は思うわけでございます。むしろ自治体初め住民に医療保

險本来の性格を認識して、そして理解し協力してもらうためにも、「この料に統一することが大切ではないか、このように私は思うわけでござります。」  
第三点田として、昭和四十六年の「国民健康保険の基本問題に関する懇談会報告」におきましても、「国民皆保険達成後十年を経過した現時点において、国保税という形式を存続させる手段の必要性はなく、標準保険料制度を創設するに際しては、これを廃止することが妥当である。」このようにはっきり明言しているわけでござります。昭和六十三年の国保法改正のときの連合審査会、このときにやはり当時の藤本厚生大臣がこの料税統一問題に触れて、自治省とよく相談して早急に結論を出したい、このような答弁があるわけでござりますが、いまだに統一されたという話は聞かないわけでございまして、したがってこの藤本厚生大臣の答弁に基づいてどう相談をし、早急にどのような結論を出したのか、ここれらをちょっとお聞きせ願いたいと思います。  
○辻説明員 国保税と国保料についてのお尋ねでござります。  
国保税につきましては、昭和二十六年にまさに国民健康保険事業に要する費用が徴収しやすいという認識に立って導入されたものと承知いたしておりますが、本質的には保険料の性格を持つものであると私どもも考えております。そのような観点から、私ども、税方式にしてほしいというような指導はもちろんであっておりませんし、前回の国保法の改正のときに政令で先ほど御指摘のありました八十二条の基準を定めまして、国保税と国保料の間に不合理な違ひがないようについての気持ちは政令を制定もさせていただきました。  
しかしながら、税方式を選択したいという市町村の声があることも事実でございますので、今後とも市町村の意向を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。  
○吉井(光)委員 そこで、先ほど若干触れたわけではございますが、保険料の平準化の問題、これ

ついて三点についてお伺いするわけござりますが、先ほども触れましたいわゆる全国一律の標準保険料制についてございますが、本来医療保険におきましては、一定の医療給付を受けた場合に、保険者たる市町村が異なることによって保険料の負担水準というのに格差が生ずることがあってはならないはずであります。それが国保では、他の被用者保険と比べ大きな地域格差が生じてゐるというものが現状でござります。この格差は、正といふものが長い間の大きな政治課題となつてきていることもまた事実でございましょう。いわゆる保険料の平準化の問題でございますが、この問題について政府は決まって、国庫負担を通じて調整努力している、このように言われるわけですが、私たち而言いますれば場当たり的な継ぎはぎたる如きの応急対策でしかない、このようにしか思えません。本当の意味での給付と負担の公平化、すなわち医療保険制度の一元化を真に目指そうといふのであるならば、この一元化につながるようには、まず保険税を廃止し、本来の保険料に統一して國庫負担も標準保険料との関係で決定すべきではないか、このように思うわけでございます。

私の近所の人でも、広島に住んでおったときは月約千円だった。それが山口県に帰ってくると、今度は千七百円強、これだけお金がかかる。これではもう大変だからといって、また広島へ帰つて、いった人がおる。また同じ山口県でも、私のところは防府市ですが、これがいわゆる最高限度額が四十三万、山口市が四十四万、トンネル一つ越えれば一万円も違う。こういうこともあるわけでござります。本当に何か納得ができないような、皆さん方から考えれば、ここはこうこうこういうおっしゃるけれども、納める方から見ればこれは一円だって安い方がいいに決まっているわけでございます。

体を拡大をしなければならないと思うのです。都道府県経営について、私は昭和六十三年の国保法改正のときにも社労委員会で取り上げたわけですが、そのとき厚生大臣は、議論としてはいろいろ出てきたが、国保懇における議論としては、現状に即して考えると、個々の住民を対象とする行政であり、やはり市町村の力をかりて運営することが適当ではないかというのが大方の意見だった。このように答弁をされているわけでございます。しかし、現状に即して考えれば考えるほど、市町村単位ではもうやつていけない段階に来ていると、いうことを私は言いたいわけでございます。

私は何も市町村の力をかりなくていいと言つて、いるのはありません。経営主体は県であるが、やはり事務処理等は従来どおり市町村に委託してやれば今までどおり何ら支障はないのではないか、このように言つておるわけでございます。もっとこれをおわかりやすく言えば、金は県でサービスは市町村、これでやつたらどうかということをござります。さらに言わせてもらえば、政管健保それから船員保険のように政府自体が国保経営者になるべきではないかと思ひます。そうすれば、国庫負担だの、やれ財政調整交付金だの、また地方交付税措置だの、このように煩雑でわかりにくい制度、仕組みにあえてする必要がなくなつて、もうすっきりとおわかりやすい形で、しかも有料道路のブール制の原理でいけば、盤石な国保基盤ができるのではないかとも思つてございます。この県あるいは国経営でという点について、厚生省のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○訳説明員 第一点目の保険料の標準化といいますか平準化についてお答え申し上げます。

平成二年度の実績でござりますけれども、保険者の保険料比較をしますと、全国平均で、一人当たりでございますけれども、六万二千円に対しまして、一番高いところが九万五百円になつております。このこと、約一・五倍の水準になつておるというふうなことで、保険料の格差というものが国保における一つの大きな問題点だという認識を

持っております。

「これにつきましては、まず保険者ごとに保険料を設定する場合に、先ほど申しましたように所得の差につきましては、低所得のところへよりたくさん調整交付金が回るようについて、このことで調整いたしております。保険料を設定していただくということを前提にして調整交付金の流し方をいたしております。そういうような観点から、基本的には医療費の差といふものが一つは保険料の格差につながっている。それからもう一つは、個々の保険者ごとに保険料設定方式が応益割合、応益保険料、それから所得に応じた応能保険料と二種類大きく言つてござりますけれども、この賦課割合がばらばらでありますことから、結果として出てくる保険料の負担の形というのは非常にさまざまな形になつてます。こういうような医療費の差に基づく保険料の差とか賦課方法の違いに基づく違いとか、こういったものが混然一体となってこのようないつたまつたがつておると理解いたしております。

すけれども、従来よりこれにつきましてはもうさまざまな議論がございまして、御指摘のとおり実際の運用とか、それからこれからは特に高齢化に対応して、老人の医療費の安定ということが国保にとって非常に大きな問題になりますが、それにつきましてのゴールドプランいわゆる十カ年戦略の推進といった市町村の役割を考えますと、やはり市町村による運営が現実的な選択である。しかしながら、そういう状況のもとで、高額の医療について県単位の再保険制度としての共同事業といつたものをこれまで導入させていただきまして、小さな規模に伴うリスクを少しでも分散させようなどといった努力をしながらこれまで取り組んでいるわけでございますけれども、現在国会において御審議いただいている健康保険法等の一部を改正する法律案において、医療保険審議会、仮称でございますけれども、国保を含めまして医療保険全体を審議する医療保険審議会を創設することとしておりますので、このような問題についても医療保険審議会における検討課題の一つではないかと考えております。

因が現在の出来高払い制度の欠点にあり、その要因の主な原因が、薬の問題、検査の問題、入院料の問題、この三つが医師の裁量によって左右されるからである、このように指摘されているわけです。ですが、厚生省としてはそうした欠点を是正する新しい医療システムを考えいく、こういうことでございました。

医療費の適正化ができなければ、この保険料制度の統一の問題も収納率向上の問題も、また課税制度の問題も、何一つ先へ進まぬ話でございまして、ともに表裏一体の関係にあるということはこれは今さら言うまでもございませんが、えてやれば認させていただいた上で、あれから三年、この出来高払い制度の欠点にどのようなメスが入れられる新しい医療システムが考えられたのか、以上の二点についてお考えをお伺いして終わりたいと思います。

○社説明員 まず、第一点目の高医療費市町村安定制対策のことについてのお尋ねについて御説明申し上げます。これは、昭和六十三年の改定で地域差指数、年齢要素で、年齢が高いから医療費が高いという要因を除去いたしましてなおかつ医療費の高いところ、これにつきまして計画を策定して医療費を落としていこうとするための高医療費市町村安定制対策というものを導入させていたただいたわけでござります。この実績でございますけれども、まず指定市町村を申しますと、特に医療費の高い指定市町村でございますが、昭和六十三年度以降、一四六、一四七、一三〇、一二一、そして平成四年度は一一一といったようになししつつ減ってきております。あわせてその評価でござりますけれども、翌々年度に実績が出ますので、ただいま実績が出ておりますのは六十三年度、元年年度、二年年度の三年度分の実績でござりますけれども、この三年度分の指定市町村について見ります。

きたものかと考えております。  
それから、最近の医療費の規模でござります  
が、現在平成三年度推計ベースで二十一兆七千億  
円ということで、二十二兆円に達する見込みでござ  
ります。これにつきましては毎年一兆円ずつ増  
大するという傾向でございますが、問題となるそ  
の国民所得との比較で申しますと、六十一年度、  
二年度は医療費の伸びが国民所得の伸びを上回っ  
ておりましたが、六十三年度以降はこれまで医療  
費の伸びは国民所得の伸びを下回っております。  
それから、三点目の出来高払いについての対応  
の状況でございますが、診療行為に応じて診療報  
酬は加算されるという出来高払い制には、患者の  
病状に応じたサービスが行えるという利点がある  
一方、過剰診療を誘発するという欠点が指摘され  
ておりますところでございます。従来よりこれにつき  
ましては、例えば検査の回数がふえますと単価は  
低減いたしますとか、それから老人の、介護力強  
化病棟といつておりますが、介護要員を一定の基  
準で配置して老人のお世話を十分やるところはむ  
しろ一日の診療報酬を定額制にしまして、必要な  
薬は使わねばならないわけですが、薬をたくさん  
使って診療報酬を上げるよりもお世話をすること  
によって老人の状態をよくする、こういうような  
形で出来高払いではなくて一日の定額制にする、  
こんな形で部分的な補正を行ってきております。  
今回四月一日から施行されます診療報酬改定にお  
きましても、一定のルールがござりますけれど  
も、一回の処方でたくさんの薬剤を出すときには  
減低させるとか、それから、一年以上の長期入院  
患者につきましての薬剤については、例えば一日  
二百五六十点とするとかいったような出来高払いの  
修正というものをその都度やってきておりまし  
て、今後ともその短所を是正しながら国民に適切  
なサービスが提供されるように努めてまいりたい  
と考えております。

因が現在の出来高払い制度の欠点にあり、その要因は点の主な原因が、薬の問題、検査の問題、入院料数、この三つが医師の裁量によって左右されるからである、このように指摘されているわけですが、いますが、厚生省としてはそうした欠点を是正する新しい医療システムを考えていく、こういうこととございました。

医療費の適正化ができなければ、この保険料制度の統一の問題も収納率向上の問題も、また課税制度額の問題も、何一つ先へ進まぬ話でございまして、ともに表裏一体の関係にあるということはこれは今さら言うまでもございませんが、えて確実に認させていただいた上で、あれから三年、この出来高払い制度の欠点にどのようなメスが入れられる新しい医療システムが考えられたのか、以上の二点についてお考えをお伺いして終わりたいと思います。

○説明員 まず、第一点目の高医療費市町村安定制化対策のことについてのお尋ねについて御説明申し上げます。これは、昭和六十三年の改正で地域差指数、年齢要素で、年齢が高いから医療費が高いという要因を除去いたしましておかつ医療費の高いところ、これにつきまして計画を策定して医療費を落としていくこうとするための高医療費市町村安定化対策というものを導入させていただいたわけでございます。この実績でござりますけれども、まず指定市町村を申しますと、特に医療費の高い指定市町村でござりますが、昭和六十三年度以降、一四六、一四七、一三〇、一二二、そして平成四年度は一一といつたよう少しずつ減ってきております。あわせてその評価でござりますけれども、翌々年度に実績が出ますので、たゞいま実績が出ておりますのは六十三年度、元年指數が下がっております。また、三年分でござりますので評価、分析はまだ十分できておりませんが、恐らく医療費適正化対策に一つの効果が出て

きたものかと考えております。  
それから、最近の医療費の規模でございますが、現在平成三年度推計ベースで二十一兆七千億円ということで、二十二兆円に達する見込みでござります。これにつきましては毎年一兆円ずつ増大するという傾向でございますが、問題となるその国民所得との比較で申しますと、六十一年度、二年度は医療費の伸びが国民所得の伸びを上回っておりましたが、六十三年度以降はこれまで医療費の伸びは国民所得の伸びを下回っております。  
それから、二点目の出来高払いについての対応の状況でございますが、診療行為に応じて診療報酬は加算されるという出来高払い制には、患者の病状に応じたサービスが行えるという利点がある一方、過剰診療を誘発するという欠点が指摘されておるところでございます。從来よりこれにつきましては、例えば検査の回数がふえますと単価は低減いたしますとか、それから老人の、介護力強化病棟といっておりますが、介護要員を一定の基準で配置して老人のお世話を十分やるところはむしろ一日の診療報酬を定額制にして、必要な薬は使わねばならないわけですが、薬をたくさん使って診療報酬を上げるよりもお世話をすることによって老人の状態をよくする、こういうような形で出来高払いではなくて一日の定額制にする、こんな形で部分的な改正を行ってきております。  
今回四月一日から施行されます診療報酬改定におきましても、一定のルールがござりますけれども、一回の処方でたくさんの薬剤を出すときには低減させるとか、それから、一年以上の長期入院患者につきましての薬剤については、例えば一日二百五六十点とするとかいったような出来高払いの修正というものをその都度やってきておりまして、今後ともその短所を是正しながら 국민に適切なサービスが提供されるように努めてまいりたいと考えております。

関係ですね、それが一つと、もう一つは非課税制度の問題について質問したいと思います。

まず最初に、生産緑地法に関する問題であります。三大都市圏において生産緑地法に基づく生産緑地の申請が出されたその割合というのは、今何%ぐらいですか。

○林説明員 改正後の生産緑地の指定につきましては、現在関係地方公共団体で指定に関する農地所有者等の意向把握を行っておるところでございまして、その期限は多くの地方公共団体で三月末ということになります。したがって、現時点ではまだ全体の量が未確定ではございませんけれども、現時点での申し込み状況から判断いたしまして、おおむね三、四割前後の指定になるものというふうに推計しております。

○吉井(英)委員 最終的に三、四割ぐらいと推計していらっしゃるようですが、少ないところは一〇%台ですね。(一〇%台もありますし、三〇%を超えているところもあります。これは逆に、悪くなると七割から八割の農地が農地でなくなってしまう、そういう問題を持っているわけです。

そこで、生産緑地法第一条の二には、国と地方自治体の責務というものの、都市における農地等の適正な保全を図ることを義務づけているわけになりますが、一体、この適正な保全を図る計画を立てた自治体は今どれぐらいありますか。

○林説明員 都市計画の中におきます緑地の保全の計画ということになりますと、各都市計画区域の計画といふことになりますと、各都市計画区域におきまして当該都市計画区域の長期的な見通しに立ちまして緑地の確保計画である緑のマスター・プランというものがございますが、これを都市計画法の七条四項の市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発、保全の方針に示していくといふようなことがなされているわけでございます。

この緑のマスター・プランにおける緑地の確保の目標水準につきましては、原則的には、市街化区域の面積に対して約三割以上を標準として定めるようになります。しかしながら各公共団体にはお願いしております。しかし、これはいろいろな形の緑地ということが含まれる

わけでございまして、この目標の達成に当たりましては、都市公園等としての緑地の積極的な整備とか、良好な樹林地等を緑地保全地区として積極的に指定するとか、そういったような方法もあるわけでございますが、今回改訂された生産緑地も重要な手段の一つであるというふうに考えておるところでございます。

○吉井(英)委員 一番大事な点は、農家の方から生産緑地についての指定の申請があつて、そしてそれに基づいて審議をして都市計画決定をするということ、まあ手続上はそくなっていくわけです。が、その生産緑地の申請が出てきたときに、いやそこはうちの市としては将来の公共事業用地として、これは農地としてもう少し頑張ってほしいとか、いろいろな計画はあるかじめあってそれで本当に適正な保全を図るということになつていくと思うんです。そういう点で、大きな目標はあるようなお話なんですが、今のお話を伺っていると個々具体的のそういう計画というものは全国的にはないようなんですね。

自治体自身を考えてみると、七割から八割近い市街化区域内農地が農地でなくなってしまっただけじゃなくて、大阪などでも事実上準一極集中とでもいいますか、そういう形で非常に異常な大都市集中が進んでいるのですから、例えば都市部における大規模火災が起つたときの焼けどまり線ですね、これはかつて酒田の大火灾のときなんか焼けどまり線というのが一定の効果をその部分で果たしているわけですが、現在の農地、こういうオーブンスペースというものが、焼けどまり線の効果も果たしている、緑地機能とか防災機能とか公害対策機能とか、いろいろな機能を持つているわけですね。また将来の公共事業の用地を確保することを考えたときにも、これがもう既に開発されてしまったらどうしようもないわけですが、これはいろいろな形の緑地ということが含まれる

る上でも一定のめどが立つてくるわけです。そういったことを考えたときに、農地が農地でなくなつたことを考へたときに、農地でなくなりたてたこと、つまりは耕作を続けておいてもらつたらまだいいんだけれど、自治大臣にちょっと伺つておきたいのですが、私は、こういう自治体行政にとっても大切な問題は自治体行政にとっても大変なことだと思います。

そこで、自治大臣にちょっと伺つておきたいのを見解をちょっと伺つておきたいと思います。ですが、私は、こういう自治体行政にとっても大切な手段の一つであるというふうに考えておるところです。

○塙川国務大臣 いや、七割から八割が農地が農地でなくなつてくる、一〇%台の申請をするところもあるということです。それは市によって違います。

○吉井(英)委員 いや、七割から八割が農地が農地でなくなつてくる、一〇%台の申請をするところもあるということです。それは市によって違います。

○塙川国務大臣 それはちょっと極端な話だと思います。(吉井(英)委員「いや、実際に出ている数字」と呼ぶ。)いや、それはまだ最終出ておりませんから。私も随分と自治体と相談しておりますが。しかし、五割以上の農地が開発されていくと、これはもう間違いない事実だと私は思っています。そうなった場合にどうするかということの問題に絞りまして説明いたしたいと思います。

一つは、開発すべきところは、私は、必ず都市計画との関係をより密接にすべきだ、そのためにはその買い上げする地域を優先的に、都市三要件と申しましようか、道路、下水、公園、これを進めていく、そのためにはまず土地の公有化を進めていくべきだ、そういう対策で対処していかなければなりません。そういう対策で対処していかなければなりません。そういう性格のものでありますので、地区的指定に当たりましては、農家の意向を十分尊重しますという性格のものでありますので、地区的指定期に当たりましては、農家の意向を十分尊重しますということにしておりますが、そのためには制度的に講じていって、農地として、あるいは緑地として残していく方法をとつていくべきだと思うております。

それからもう一つ、開発すべき土地の中で全部分把握しております農林水産部局、農業委員会、また税務を担当している税務担当部局、あるいは国税の当局とも協力をしていただきまして、説明会の開催、広報等の活用を行うよう、関係公共団



業者の方は、指定されますと三十年間動かせませんよ、指定解除を申し出るとそれまでの分の税金が一回にかかるくるんだ、市に買取ってくれと言つたころはもう農地価格だから安いので損します、こういう間違った説明に個別に行ってやつておるものですから、だから農家の皆さん方が本当に迷つてしまつて申請率が非常に少ない、これが将来のそれぞれの都市の過密化した中での都市計画上も随分大変な問題を引き起こしているということを私は申し上げているわけであります。

ですから、大臣今おっしゃいましたけれども、自治体に対して、生産緑地法の問題ともう一つは地方税法の改正の内容と結びつけて、どこがどういうふうに問題として皆さん心配しているところはどうなんだ、そこをもう少し親切でわかりやすい説明をして指導していくということが大事なわけですね。大阪府の場合は十八日からさらに月末までありますし、市によつては四月に入ってからと言つているところもありますが、大臣、十八日からということで時間がありませんから、緊急通達というか、通達というのはあれかもしませんが、緊急指示を大臣の方からも出してもらって、三大都市圏を抱えたところで、本当に農家の皆さんに腹に落ちてどうするかという判断をしてもらうとともに、もう少し生産緑地申請がふえるような手立てと/orものを、判断されるのは農家の問題になつてきますが、そういう手立てを尽くすように大臣としてぜひ取り組んでいただきたいと思ひますが、そのところだけちょっと伺つておきます。

から、それはそれで通じると思うのですが、一般の者は全然わかりません。おっしゃるとおりです。ですから、あれをかみ砕いて説明しなければいけない。だから、市役所の担当者は知らないのじゃないかと思う。中身に何が書いてあるかわからぬ、私、そうだと思いますよ。難しい。課長補佐の文章というのはみんなそうなんです。局長くらいになると少しはわかりやすい文章を書くのですけれども、課長補佐の通達で行っていますから、これは私も読みましたが全然わかりません。だから一回かみ砕いて説明するように、私はそういう指導をいたします。

○吉井(益)委員 大臣は現場もよく御存じですから、今おっしゃったように現場の課長さんが読んでもわからぬようなものを、とてもじゃないけれども農家の皆さんに理解してもらうのは大変なんですね。

そこで私は、周知徹底に努力してもらうとともに、既に農業者の方から地方自治体や議会に対して、三十年當農義務の条項を、通常の都市計画のサイクルは大体十年なんですね、五年ごとにローリングというのをやりますね、そういうふうに改めてほしいとか、五百平方メートル以上の農地という面積制限条項を生産綠地を希望する農地すべてに改正してもらいたいというふうな請願なんかも寄せられて、今三月議会なんかでも随分議論になつておりますが、大臣に、この二つの要請内容を生かした生産綠地法の改正を図る大阪都市闘争なんか深刻ですから、そういう立場で関係大臣に働きかけてもらうなど取り組んでいただく、そういうお考えはないかどうか、これをこの問題の最後後に伺っておきたいと思います。

○塙川国務大臣 今おっしゃった要件は、法案の非常に中心的な根幹となるものですから、これを変えるわけにいかないと思います。変えられません。しかし指導いたします。ただ、吉井さんは現き用地として指導しておるのは、下水道計画が心となりまして、この流域が十年後においては大

体この地域まで広がる。十五年後には大体こういう地域まで拡大できる。したがってこの土地を優先的に市街化に持っていくたい、だから開発すべきものとして、あるいはこちらの方はまだ都市計画がなかなか進まないから農地として保有をしてほしい、そういう個々の指導も市町村においてやっていますから、そこは要するに市と農家との信頼関係なんです。信頼関係で説明はもう少し親切に市町村がやるべきだと思います。

私もいろいろ聞きましたけれども、あれは全然わかりません。ですから、おっしゃるようにもう一度関係市町村に、もっと綿密な打ち合わせといいましょうか、説明もし、農家との間の話を話し合いもあるように通達もし、指導していきたいと思います。

○吉井(英)委員 それで、次には、少し時間が短くなつてしまひましたが、非課税限度額制度について伺いたいと思います。

一九八一年に、住民税所得割の課税最低限が生活保護基準を下回る事態が想定されたことからこの制度を導入したわけですが、しかし八八年度になりますと、課税最低限が非課税限度額を上回ってきた。それ以降は、課税最低限が生活保護基準額はもちろん、非課税限度額も上回っているわけですね。ですから、もう八一年度のこの制度を、当時の大蔵が本年度限りと言ったときは地方財政上の事情があつた、財政上の事情があつたわけですが、しかし今日は、今年度四千億、来年度は八千五百億の交付税を国に貸し付けるというような財政余剰という言葉が使われるよつた状態になつてゐるわけですから、いつまでも非課税限度額を続ける必要はないんじゃないかと思うのですが、この点についてのお考えを伺いたいと思います。

○杉原政府委員 今ちょっと例示でおっしゃいますが、世帯の類型によりましては、残念ながら

まだ非課税限度額の方が課税最低限より上回っているという類型があるわけでございまして、そういう世帯類型については、非課税限度額制度を直ちに廃止してしまいますと増税になる対象者が出てくるわけでございます。したがいまして、今直ちに非課税限度額の制度を廃止するのはできない、かように思っております。

さらば、今お説のとおり、課税最低限をもつと上げたらいいじゃないか、こういうことでございまますが、平成三年度も六千五百億円、平年度ベースのいわば減税を住民税としてさせていただきましたけれども、さらにということになりますと、現下の財政状況から見まして大変困難である、かように考えておりまして、課税最低限を今直ちに上げるというわけにはいきませんのですから、低所得者への配慮としての非課税限度額制度はやはり残さざるを得ない、かように考えておる次第でござります。

○吉井(英)委員 八一年三月の地方行政委員会でも、当初の自治省のお話は、今おっしゃったように、いかなる家族構成であっても生活保護基準の所得的人には住民税はかかるないよう、矛盾を解消するために非課税限度額の制度を設けるんだと言うてはりましたね。ところが、今度の分で見てみるとどうなるかということで、母と子一人、これで生活保護基準額、これは母子加算がありますが、百七十七万八千円、これはちゃんと厚生省の方で計算してもらいましたから。これに対して改正案は百五十一万円ですね。だから生保基準より非課税限度額が低いのですね。それから母と子二人、これは厚生省の試算で二百二十一万四千円、これに対しても百九十六万四千円。それから母と子供三人の母子家庭、この場合二百五十八万五千円が生保基準です、これは父子家庭の場合も同様になるわけですが、これに対しても二百四十五万円。ですから、今おっしゃったのは、こういう矛盾を解消するためには非課税限度額制度がやはり必要なんだ、役割を果たしているんだというお

話なんですが、実は今私が挙げました三つの実例について見ただけでも、既に矛盾を来して役割を果たしていないということになるわけですね。

ですから、もう時間が来てしまいましたので、もう一度私はこれは大臣にぜひお考えいただきたいと思うんですが、この減収額を大きくしないようについての発想といいますか配慮から非課税限度額制度が非常にだんだん複雑になってしまっているんですね。家族数に一定額を掛けた数字、これを限度額に使っていたんですけど、八二年度からは計算額がプラスされる、その家族数に掛ける数字の方も少しずつふやし、計算額も少しずつふやす。かつて消費税のことを議論したときに簡素な税額制度ということを言いましたね。ところがだんだん複雑になってきているんですね。

ですからこの際、やはり複雑な措置をとるのではなくて、課税最低限の大幅な引き上げによって、もう実態からしても非課税限度額制度そのものの必要性をなくするように、私はそういう方向へやはり持っていくべきだと思うんです。この点について最後に大臣のお考えを伺って、時間が参りましたので、質問を終わりたいと思います。

○塙川国務大臣 目標として理想的におっしゃったことはわかりますけれども、やはり税の公平で公正を期すということは一番大事だろう。そのためにはいろいろな計算が必要になつてくることでも複雑化したと思いますけれども、できるだけ簡素化のためにも努力していきたい。要は公正を期すということだと思っています。

○吉井(英)委員 時間が参りましたので、終わります。

○中島委員長 高木義明君。

○高木委員 私は、二、三の問題につきましてお尋ねをします。先ほどからの議論と重複する点もございます。しかし、立場を変え、しかも確認の意味も含めてさらにお尋ねするわけでございます。

まず、市街化区域内農地の宅地並み課税についてお伺いをいたします。

御承知のとおり第百一十回国会におきまして成り立をしました地方税法等改正法におきましては、三大都市圏の特定市内の市街化区域内農地に対する課税が見直されています。原則として平成四年度以降宅地並み課税を行うこととされました。が、いわゆる生産緑地法に基づく生産緑地内の農地とされたものについては、一般農地として課税されることになります。農地としていずれかを選択する必要に迫られているわけでありますけれども、先日の新聞報道などによりますと、農地として申請する件数が激減をしている。地方公共団体はそういうことから、緑地保全という観点から大変一方で危惧を抱いておるという状況もあります。

実際、宅地として申請するケースと農地として申請するケースの比率が一体どうなっておるのか、この点について具体的な状況をお聞かせをいただきたい。

○林説明員 生産緑地の指定につきましては、現在農地の所有者の意向を把握をしている段階でございますが、そういう状況でございまして確定的な数字ではございませんが、現時点における申し込み状況から見て、おおむね三、四割前後の指定期になるものと推測しております。この数字につきましては、当初生産緑地法の改正の際にいろいろなアンケート調査等から推計した数字とおおむね一致しているというようなことでございます。

○高木委員 これに関連をしまして、いわゆる地方政府公共団体が条例等によりまして、宅地と申請する場合の税負担の軽減措置を模索する動きがあると私は一部に聞き及んでおりますが、その場合、前回の生産緑地法の趣旨に沿って問題はないのか、この点について御所見を賜りたい。

○杉原政府委員 お話しのような動きが一部にありますて、宅地化する農地と保全する農地とはっきり明確に区分いたしまして、それに応じた課税をしっかりやっていく、こういうことで制度

税の特に宅地の評価につきまして、やはりしっかりと評価をするということによって、固定資産税そのものに対する国民の、住民の信頼を確保したい、こういうことで評価の均衡化、適正化を図らうといったしておりますが、それは今申しましたように、あくまでも評価の均衡化、適正化ということ自身が大きな目的でござりますので、その評価がえによりまして、おっしゃいましたような二倍だ、三倍だというような税負担の増になることは到底考えられない話でございまして、評価の均衡化、適正化に伴います税負担につきましては、急激な負担の変更が生じないよう、総合的かつ適切な調整措置を講ずることが必要だらうと思っております。

特に、例に出されました居住用の住宅用地といつたようなものにつきましては、当委員会の特別決議でもお触れになつていただいておるわけですがございますので、十分配慮をし、税負担に適切な配慮をするようなことを五年度税制改正に向けて検討してまいりたい、かように考へている次第でござります。

○高木委員 この固定資産税の評価額は地域間でかなりまちまちばらばらでござりますが、これを七割に引き上げるということになりますと市町村間に新たな格差の拡大というものが出でてくるのではないかというふうにも思われますけれども、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○杉原政府委員 評価がえに伴い市町村へ特に財政格差についてどのような影響を与えるかということにつきましては、まずは、その評価がえの作業自身がことしの七月一日を基準日にしてスタートいたすわけでございます。これから地価の動向、それを踏まえました評価の状況といったもの、そしてそれを前提にいたしました先ほど申し上げましたような税負担の調整方法いかんによるわけでございまして、それらがまだ未定の現時におきまして、格差が広がるとかあるいは狭まるということを申し上げるわけにいきませんけれども、評価がえの状況を見ながら格差のは正、拡大

につながらないような適切な対応をしてまいりたい、かようになっていける次第でござります。

○高木委員 この固定資産税の課税誤りが、方公共団体の固定資産税課税誤りの問題についてお伺いしますが、最近マスコミでも地方公共団体による固定資産税の課税ミスに関連した報道が多くあります。この問題は以前からも言われておるのですが、これらは水山の一角ではないかな、私はこのようにも思っております。自治省としてどの程度課税ミスの実態を把握しておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○杉原政府委員 御指摘の固定資産税の課税誤りがあつたということにつきましては、本当に住民の税務行政に対します信頼を損なうものであります。大変遺憾なことであると思っております。

課税誤りの内容につきましては、住宅用地に関する税務行政に対します信頼を損なうものでございまして現在いろいろな特例があるわけでございますが、そういう課税標準の特例措置の適用をいたしました計算誤りといいますか、そういったものが最も多いようでございますが、そのほかにも所有者の認定誤りでありますとか、あるいは既に滅失した家屋に対して引き続き課税していたというような誤り、そういうもののなどがございまして、態様が非常に多種多様でございますので、その悉皆調査というのは行つておりますけれども、いろいろな報告を受けておりまして大変遺憾に思ひ、さらに指導を厳しくしてまいりたい、かようになりますが、具体的に地方公共団体に対してもうふうな御指導をしていくのでしようか。

○高木委員 言うまでもなく、住民の税に対する信頼を確立するためには、私はこういったものの一つのチェックの徹底というのが大切であると思ひます、具体的に地方公共団体に対してもうふうな御指導をしていくのでしようか。

○杉原政府委員 固定資産税の課税誤りがあつた点につきましては、先ほど申しましたように、住民の税務行政に対します信頼を損なうことになりかねないわけでございまして、大変遺憾なことになりますが、ございまして、今後こういうことのないように、ございまして、今後こういうことのないように、具体的には現地調査を徹底するとか、あるいは土

地と家屋がよく連動いたしておるものですから、その土地と家屋のデータの相互連係といったようなものを電算システムでチェック体制を整えるとか、あるいは航空写真を活用するとか、さらには大事なことは、職員自身の研修を充実させるということが必要でございますので、こういった点を強調いたしまして、ますます課税作業が増大する中で効率的でかつ適正な課税が確保されるように、地方団体をさらに強力に指導してまいりたい、かのように考えていける次第でございます。

○高木委員 固定資産税の課税ミスに対するいわゆるその後の還付については、還付請求権の五年という問題もありまして、時効になつた件については地方公共団体によって対応はまちまちでござります。自治省として、時効となつた件について例えば国家賠償法を適用するなど一律に対応すべきと考えますけれども、その点についていかがでしょうか。

○杉原政府委員 固定資産税の課税誤りによります過誤納金のうち消滅時効に係るものを取り扱いしまして、その信頼を確保するために何らかの措置がとれないと、いうような観点から、現実に過誤納金の発生いたしました横浜市とか神戸市におきましては、法律学者などによります研究が行われまして、地方自治法二百三十二条の二の規定に基づく支出でありますとか、あるいは今お触れになりました国家賠償法に基づく補てんが法律的に可能であるという旨の報告が取りまとめられましたから、個別具体的には地方団体におきます次第でございます。実際、個別具体的なケースになりますと、国家賠償法も過失を前提としたておられますから、個別具体的には地方団体におきます過失の有無などの実態に即した判断が必要でありますと、国家賠償法も過失を前提としたておうとは思いますけれども、自治省としましては、そういうた今の研究報告などを全地方団体に通知

今回の改正では、公害防止対策の観点からいわゆる地球に優しいという意味合いを含めて、低公害車であるメタノール自動車の普及促進のために、自動車税の軽減措置の適用期限を引き続き二年間延長するとしております。今までの軽減措置によってどの程度のメタノール自動車の普及促進に効果があったか、この点についてどのように把握をしておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○谷口政府委員 メタノール自動車にかかわります自動車税の軽減措置の特例でございますが、これは昭和六十一年度に創設されまして過去二度にわたって延長してきましたところでございます。

お尋ねの実績でございますが、昭和六十一年度には十五台でございました。しかし、平成三年末には百九十九台というふうにふえてござります。もちろんこの台数の増加すべてが税制面の支援によるものかどうか不明でございますが、側面的には効果があったものと考えてございます。

○高木委員 私は、促進に大きく役立った、こういうふうには思えないわけであります。いわゆるメタノール車促進のために自動車税を軽減をするといえは聞こえ是非常にいいわけでありますが、その内容を見てみると、乗用車、一リッター以下、軽自動車についてであります。メタノール営業用車七千円に対し一般自動車七千五百円、メタノール自家用車二万五千五百円に対し一般自動車二万九千五百円と、それわずか五百円と四千円しか差がないわけであります。これで本気でこのメタノール車を普及させようと考えておられるのか。とにかく環境問題が叫ばれておる今日、ただ建前じゃなくて実態としてそのようなものが実を結ぶようになることが大切であろうと私は思っておりますが、その辺のところについていかがお考えであるのか、お聞かせをいただきたい。

○谷口政府委員 メタノール自動車の普及促進のために各関係省庁におきまして、その普及に係る車両、燃料の供給体制の整備等環境条件の整備を図る、あるいは関係者の御理解を深めるよう努めをしているというふうに聞いておりますし、さらに今後一般ユーザーへの普及を促進していくと、いうふうに聞いておるところでございます。税制上の措置は、これらの普及促進を側面から支援する措置の一つでございまして、現行以上に税率を軽減するということにいたしますと、道路損傷負担金的な税である自動車税等の性格あるいは納稅者の負担の公平の観点といふことから適当ではないというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○高木委員 私は、先ほど申し上げましたように、もう少し深くわかるような形で軽減をすべきだと強く要求したいと思うのですが、再度、この点についていかがお考えか、どうでしょう。

○谷口政府委員 先ほども申しましたように、自動車税というものは自動車が道路を走る、そのことによって道路を損傷する、そういう道路損傷の負担金という性格が非常に強い税でございます。したがいまして、できるだけ道路を損傷するものについては例外をつくらないというのを第一の原則でございます。そういう意味で過去から、御指摘のように五十九年改正前の税率をメタノール自動車には使うということでおひまで来ておるわけでもございまして、そういう先ほど申しましたように、やはりこの公平という観点からはこれ以上の軽減というものはいかがなものであろうかというふうに考えておる次第でございます。

やむなしとするものであります。

以上、政府案の問題点と評価いたします点、そして今後への期待等述べまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○中島委員長 吉井英勝君。

○吉井(英)委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました政府提出の地方税法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、必要とされる特例措置を廃止する一方で、目的を果たしたものかわらず大企業に対する優遇税制は温存されているからであります。

改正案では、振動防止用設備に関する固定資産税の特例措置を廃止する一方で、特例措置が創設されてから何年にもなる外國貿易用コンテナや国内路線に就航する航空機に対する特例措置の延長が図られています。廃止される振動公害の特例措置の対象の多くは中小零細企業であり、現に行政機関への苦情があり、発生源となる施設を持つ工場は減少どころかふえ続けております。一方、特例措置が延長される外國貿易用コンテナについて言えば、制度創設以来二十二年を経過しているものであります。国内航空機に至っては三十年を経過しており、いずれも特例措置創設の目的は既に果たされています。また、こうした特例の対象は海運業界、航空業界の大手であり、担税力も十分あります。国内航空機に至っては三十年を経過しており、いずれも特例措置創設の目的は既に果たされています。このように、公害対策の観点から必要とされる特例措置を廃止するのみならず、既に果たされた導入目的を持つ大企業に対する特例措置をいつまでも温存することは、納得できるものではありません。

第二は、国民健康保険税の最高限度額の引き上げであります。八四年度の国民健康保険の国庫補助負担率の引き下げを契機に、国保税の最高限度額の引き上げはほぼ毎年のように繰り返されています。こうした政府方針のもとで、所得の伸びを無視した保険税や保険料の引き上げが相次ぎ、加入者の負担

は、時の厚生大臣が「限界に近い状況」と認めた八六年当時をさらに上回るものになっています。

政府は最高限度額の引き上げは低所得者層の負担の軽減のためと説明しますが、直近の数字を見れば、所得階層別の所得に対する国保税の割合を見ますと、上位三階層の伸びが○から○・三ポイントに対して、下位三階層の伸びは○・八から一・

○ボイントと、政府の説明とは逆に低所得者層ほど負担割合が重たくなっている実態が明らかになっています。また、国保財政の基金と黒字額の合計額は、九〇年度決算ではさらにふえて四千八百七十五億円に上ることが明らかになりましたが、これは一世帯当たり実に二万九千円にも相当する額であります。今こそ、所得の伸びを無視した税の引き上げ方針をやめ、国庫負担をもとに戻して、加入者の命や健康を守り、社会保障及び国民保健の向上に寄与するという制度本来の運営に立ち返ることが求められているのであります。

第三は、みなし法人課税制度の廃止の問題であります。

第三は、みなし法人課税制度の廃止の問題であります。

○中島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中島委員長 これにて討論は終局いたしました。

た。

○中島委員長 これより採決に入ります。

地方税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○中島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

た。

○中島委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、増田敏男君外三名から、四派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○増田敏男君 提出者より趣旨の説明を求めます。増田敏男君。

○増田委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党の四会派を代表し、地方税法の一部を改正する法律案に対しまして、次の附帯決議を付したいと思ひます。

案文の朗読により、趣旨の説明にかえさせていただきます。

○増田委員 地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、国際化・高齢化社会等に対応する行政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左の諸点についてその実現に努めるべきである。

右決議する。

以上であります。

○中島委員長 何とぞ皆様方の御賛同をお願いいたします。

○中島委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

つつ課税自主権の強化に努めること。

二 非課税等の特別措置については、税制の簡素化・税負担の公正化を図るために、今後とも整理・合理化等の見直しを推進すること。特に、事業税の社会保険診療報酬に対する非課税措置については、所得課税との均衡を図るために、いわゆるマスク等十七業種に係るとともに、

非課税措置の廃止に伴う経過措置の適正化を図ること。

また事業税については、税収の地域間格差の拡大に対応し、地方への配分を強化するため分割基準の見直しを行ふとともに、地方団体の要望も強い外形標準課税の導入を積極的に検討すること。

三 特別地方消費税収の使途については、担税者の理解と公正が確保されるよう十分留意すること。

五 国民健康保険会計に対する市町村の負担の適正化に努めるとともに、評価の適正化を図り財源の安定的確保に資すること。なお固定資産税の評価替えに当たっては、住宅用地・居住用家屋等に対する負担軽減措置を講ずること。また都市計画税についても、住宅用地に係る負担の軽減を検討すること。

四 土地税制については、引き続き資産課税の適正化に努めるとともに、評価の適正化を図り財源の安定的確保に資すること。なお固定資産税の評価替えに当たっては、住宅用地・居住用家屋等に対する負担軽減措置を講ずること。また都市計画税についても、住宅用地に係る負担の軽減を検討すること。

五 国民健康保険会計に対する市町村の負担の増大の現状にかんがみ、国保財政の安定化を図りかつ加入者負担の抑制に資するため、国として各般の努力をするとともに、国保財政の安定化支援事業等の趣旨に沿つて、一般会計からの適切な繰り入れを推進すること。

以上であります。

○中島委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○中島委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○中島委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○中島委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○中島委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○中島委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。





する認定計画に従つて実施する同法第一条第一項に規定する施設整備事業により平成三年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に新設した同条第一項各号に掲げる電気通信設備で政令で定めるもの(電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供するものに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

附則第十五条第一十八項中「平成元年四月一日から平成三年三月三十一日まで」を「平成三年四月一日から平成五年三月三十一日まで」に改め、「規定する道路の下に」「(以下本項において「道路」という。)を、「許可」の下に「(以下本項において「許可」という。)を、「代えて電線を」の下に「当該許可に係る道路の」を加え、「(電線を含む。)」を「(電線を含む。以下本項において同じ。)又は上空に電線(自治省令で定めるものを除く。以下本項において同じ。)がない道路において電線を当該道路の地下に埋設するために新設した償却資産(これららの者が平成四年四月一日以後に許可を受け、その用に供しているものに限る。)で、」に改め、「第三百四十九条の三第一項の規定」の下に又は第二十一項、次項若しくは第二十一項の規定を、「四分の三」の下に「(当該償却資産のうち上空に電線がない道路において電線を当該道路の地下に埋設するために新設したものにあっては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五)」を加え、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「平成元年四月一日から平成三年三月三十一日まで」を「平成三年四月一日から平成五年三月三十一日まで」に、「五分

の四」を「六分の五」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「平成三年一月一日」を「平成五年一月一日」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「平成三年三月三十日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「平成元年四月一日から平成三年三月三十一日まで」を「平成三年四月一日(当該機械その他の設備のうち自治省令で定めるもの)にあつては、平成四年四月一日)から平成五年三月三十一日まで」に改め、「(当該機械その他の設備のうち自治省令で定めるものにあつては、五分の三)」を削り、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「平成三年度」を「平成八年度」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、「同条第十五項中「昭和年度分」を「平成三年度から平成五年度までの各年度分」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「平成三年一月一日」を「平成五年一月一日」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「昭和六十四年一月一日から平成三年一月一日まで」を「平成三年一月一日から平成五年一月一日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同項を同条第十六項とし、同条中第十四項を第十五項とし、第十三項を第十四項とし、同条第十二項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中「平成三年度」を「平成五年度」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「昭和六十四年一月一日から平成三年一月一日まで」を「平成三年一月一日から平成五年一月一日まで」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

政令で定めるもの(昭和六十二年四月一日以後において設置されたものに限り、第三百四十九条の三第三項又は第十九項の規定の適用を受けるもの)を除く。)又は騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設において発生する騒音を防止するための施設で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第四項の規定にいかわらず、平成四年度分及び平成五年度分の固定資産税に限り、当該施設又は設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第二十九条の二中「算定した税額」の下に「附則第二十九条の三の二」第一項及び第二十九条の三の三第一項において「農地課税相当額」というふう。」を加える。

附則第二十九条の三の次に次の見出し及び一条を加える。

(市街化区域農地に係る平成四年度分の固定資産税又は都市計画税の徴収の方法等)

第二十九条の三の二 市街化区域農地に係る平成四年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村は、平成三年度分の固定資産税又は都市計画税について地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第七号)第一条の規定による改正前の地方税法附則第二十九条の五第十四項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定の適用を受けた市街化区域農地その他の政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該固定資産税又は都市計画税の納税者の申請に基づき、当該市街化区域農地が区域内の農地に該当することとなることその他の政令で定める事由により市街化区域農地以外の第一項において「生産緑地地区」という。)の区農地となることが確実であると市町村長が認める場合には、当該市街化区域農地に係る農地課

税相当額を仮に算定した当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額第三項において「仮算定税額」という.)として、当該額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲において、当該市街化区域農地に係る固定資産税又は都市計画税をそれぞれの納期において徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税を賦課した後において、当該市街化区域農地に係る平成四年度分の固定資産税又は都市計画税の税額の算定(以下本項及び次項において「本算定」という。)をした場合には、遅滞なく、その旨を納稅者に通知しなければならない。(この場合において、既に賦課した固定資産税額又は都市計画税額が当該市街化区域農地に係る平成四年度分の固定資産税額又は都市計画税額以下本項及び次項において「本算定税額」という。)に満たないときは本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額又は都市計画税額が本算定税額を超えるときは第十七条又は第十七条の二の規定の例によつて、その過納額を還付し、又は当該納稅義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により固定資産税又は都市計画税を徴収する場合において当該固定資産税又は都市計画税の納稅者に交付する納稅通知書には、次の事項を内容とする記載をし、又は記載をした文書を添付しなければならない。

一 納稅通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額のうち市街化区域農地に係るもののは、附則第十九条の三、第十九条の四、第二十七条又は第二十七条の二の規定の適用がなかつたものとみなして仮に算定した額であり、又は当該仮に算定した額を含むものであること。

二 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては本算定が行われた日以



事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一十三条の三十四第十項の規定を適用する。

百一条の三十四第十項の規定を準用する。

同条第十項前段中「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とする。

第三十三條の二 削除

**第三十三条の二 削除**

附則第三十一條の三中第十項を第十一項とし、  
適用する。

百二十三条の二十四第十項の規定を準用する。  
附則第三十二条の三の二第一項中「前条第三項」  
を「前条第四項に、一当該事業に係る事業転換完  
了日以後に最初に終了する事業年度分まで」を平

「第十二項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十項」とし、同條第八項中「第十項」を「第十一項」に

**附則第三十七条を削り、附則第三十六条の二を六を附則第三十五条の五とする。**

同条中「前項第九項」を「前項第十項」に改め、同条第十七項中「前項十一項」を「前項十二項」に改め、同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

第二項を「同条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項前段中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項

築が平成五年三月三十一日までに行われたとき  
に限り、当該新築又は増築に係る新增設事業所  
未回債(第17回)及び三十四回(折舊役)に係る事業

条第一項の表の第二号に掲げる法人が工業用水法第二条第一項に規定する井戸で平成四年一月一日以後に同法第三条第一項に規定する指定地域となつた地域内に存するもののうち政令で定

用する。

した機械その他の設備で自治省令で定めるものに係る事業所床面積に対しては、当該事業が法人の事業である場合には平成五年四月一日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には平成五年分までに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかるらず、事業に係る事業所税のうち資産割を課すことができない。この場合においては、第七

七項とし、同条第十四項を同条第十八項とし、同条第十三項中「第九項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「産業構造転換円滑化臨時措置法」の下に「昭和六十二年法律第二(二十四号)」を加え、「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第十三項とし、

同条第十項前段中「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。項として、同条第八項中「第十項」を「第十一項」に、  
「第十一項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。  
8 前条第十三項に規定する施設に係る事業所等のうち平成四年四月一日から平成六年三月三十日までの間に新設されたものにおいて当該施設に係る認定事業者が行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税に関する部分に限る。)の規定の適用を受けるもの)を除く。(以下本項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

第三十三条の二 削除  
附則第三十五条の五を削り、附則第三十五条の六を附則第三十五条の五とする。

附則第三十七条を削り、附則第三十六条の二を附則第三十七条とする。

附則第三十八条第一項から第六項まで、第八項及び第十項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「附則第三十二条の三第十一項」を「附則第三十二条の三第十四項」に、「附則第三十二条の三第三項から第十三項まで」を「附則第三十二条の三第四項から第十一項まで」に改め、同条第十一項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。

附則第三十九条第十一項中「附則第三十二条の三第十一項」を「附則第三十二条の三第十四項」に、「附則第三十二条の三第三項から第十項まで」を「附則第三十二条の三第四項から第十三項まで」に改める。

附則第三十九条第十一項中「附則第三十二条の三第十一項」を「附則第三十二条の三第十四項」に、「附則第三十二条の三第三項から第十項まで」を「附則第三十二条の三第四項から第十三項まで」に改める。

附則第三十九条第十一項中「附則第三十二条の三第十一項」を「附則第三十二条の三第十四項」に、「附則第三十二条の三第三項から第十項まで」を「附則第三十二条の三第四項から第十三項まで」に改める。

(施行期日)  
附 則

施行期日

(施行期日) 第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行

する。ただし、附則第六条の改正規定、附則第三十三条の二の改正規定及び附則第三十五条の五を削り、附則第三十五条の六を附則第三十五条の五とする改正規定並びに附則第十三条第一項及び第十四条の規定は平成六年四月一日から、附則第三十二条の三の二第七項の次に二項を加える改正規定(同条第九項に係る部分に限る)及び同条第十八項の次に一項を加える改正規定は廃棄物の處理及清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第九十五号)の施行の日から施行する。

(更正、決定等の期間制限に関する経過措置)  
ら施行する。

まで、当該事業が個人の事業である場合には平成五年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税に関する部分に限る。)の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積の四分の三に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の

第十七条の五第三項の規定は、平成四年四月一日(以下「施行日」という。)以後に同項の法定納

行日前に当該法定納期限が到来した道府県民税の利子割に係る更正、決定又は加算金の決定をすることができる期間については、なお従前の例による。

#### (道府県民税に関する経過措置)

第三条 新法附則第三条の二第一項及び第二項の規定は、平成四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

#### 2 新法附則第六十二条の三第一項及び第七項の規定は、法人の平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等について適用する。

#### (固定資産税に関する経過措置)

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

#### 2 新法第三百二十二条の八第三項(租税特別措置法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等について適用する)の規定は、法人の平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等について適用する。

#### (事業税に関する経過措置)

第五条 改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第九条第一項の規定は、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なおその効力を有する。

#### (不動産取得税に関する経過措置)

第五条 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

#### (自動車税に関する経過措置)

第六条 次項に定めるものを除き、新法附則第十一条の三の規定は、平成四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

#### 2 新法附則第十二条の三第三項及び第四項の規定は、平成四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三年度分までの個

人の市町村民税については、なお従前の例による。

#### 2 新法第三百二十二条の八第三項(租税特別措置法第六十二条の三第一項及び第七項の規定に該当する部分に限る。)の規定は、法人の平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等について適用する。

#### (固定資産税に関する経過措置)

5 旧法附則第十五条第七項に規定する償却資産のうち悪臭物質の排出を防止するための償却資産(平成三年一月一日までに取得されたものに限る。以下この項において悪臭防止用設備)と

いう。)に対して課する平成四年度分及び平成五年度分の固定資産税については、同条第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、悪臭防止用設備に係る同項の規定の適用については、同項中「平成二年度分及び平成三年度分」とあるのは「平成四年度分及び平成五年度分」と、「三分の一」とあるのは「三分の二」とする。

#### 6 昭和六十四年一月一日から平成三年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項及び第十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成元年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十ニ項に規定する機械その他設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

#### 8 平成元年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十ニ項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

#### 9 平成元年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十ニ項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

#### 10 平成元年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十ニ項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

存する当該井戸に代えて当該工業用水道又は水道を当該事業の用に供するため新設したものにあつては、当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一)とあるのは「三分の一」とする。

#### (特別土地保有税に関する経過措置)

6 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成四年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

#### 2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、平成三年度分までの土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

#### 3 新法第五百八十六条第二項第一号の十の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地及び施行日以後に新築され、又は増築される同号に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 旧法第五百八十六条第二項第十三号に規定する土地に係る平成四年度分までの土地に対して製造の事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対する特別土地保有税については、なお従前の例による。

#### 5 旧法第五百八十六条第二項第十三号に規定する土地に係る平成四年度分までの土地に対して課する特別土地保有税及び平成五年二月二十 四日までにされる同号に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

#### 6 旧法第五百八十六条第二項第十三号に規定する土地に係る平成四年度分までの間の間に新設された旧法附則第十五条第二十ニ項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

#### 7 旧法第五百八十六条第二項第十三号に規定する土地に係る平成四年度分までの間の間に新設された旧法附則第十五条第二十ニ項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

#### 8 旧法第五百八十六条第二項第十三号に規定する土地に係る平成四年度分までの間の間に新設された旧法附則第十五条第二十ニ項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

#### 9 旧法第五百八十六条第二項第十三号に規定する土地に係る平成四年度分までの間の間に新設された旧法附則第十五条第二十ニ項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

#### 10 旧法第五百八十六条第二項第十三号に規定する土地に係る平成四年度分までの間の間に新設された旧法附則第十五条第二十ニ項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

#### (自動車取扱税に関する経過措置)

第十条 新法附則第三十二条第四項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取扱税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取扱税については、

なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

**第十一條** 別段の定めがあるものを除き、新法の

規定中事業に係る事業所税(新法第七百一条)は、三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項及び第四項において同じ)は、

(都市計画税に関する経過措置)  
第十二条 昭和六十四年一月一日から平成二年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

発公団法の一部を改正する法律附則第十三条第九項の規定は、施行日以後の同項に規定する農業用施設の取得に対する課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の前条の規定による改正前の農用地開発公団法の一部を改正する法律附則第十三条第九項に規定する農業用施設の取得に対する課する不動産取得税については、なお從前の例による。

附則第三条第十項に後段として次のように加える。

なお從前の例による。  
（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

業及び平成四年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業記税については、なお従前の例による。

中  
民税及び市町村

攢圖

び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第十

〔附則第十五第三十一項〕に改める。  
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（第一部分））

(新法第七百一一条の三十一第一項第七号に規定)

による。

第二十一回 部改正

正する法律(平成二年法律第九十五号)の一部を改正する法律(平成二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

対して課する新增設に係る事業所税について

力を有することとされる旧法の規定に係る地方

設し若しくは改良し、又は」を削り、「若しくは

「第十五条第一項」に改め、同条第七項」に改め  
る。

課すべき新增設に係る事業所税については、な

のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、改めて定めよう。

〔平成元年五月三十日〕田中利一用  
〔電報〕電報公司〔新嘉坡〕  
〔新嘉坡〕新嘉坡〔新嘉坡〕  
〔新嘉坡〕新嘉坡〔新嘉坡〕

税負担の適正合理化を図るために、個人住民税所得割の非課税限度額の引上げ、住宅及び住宅用土地に係る不動産取得税の税率等の特例措置並びに三

事業及び同項に規定する事業転換完了日の属す

ある。

## （農地開発公団法の一部を改正する法律の一部）

もに、非課税等特別措置の整理合理化等所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を  
(地方交付税法の一部改正)

**第一条** 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。





千八百万円」を「六千七百七十六億七千八百万円」に、「平成三年度分の借入金限度額」を「平成四年度分の借入金限度額」に、「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同項の表中「平成四年度五百五十六億円」を削る。

附則第六条中「平成二年年度」を「平成四年年度」に改める。  
附則第七条中「平成二年年度」を「平成四年年度」に、「五千億円」を「八千四百九十七億六千万円」に、「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同条の表を次のように改める。

年	度	金額
平成五年度		三千二百九十四億円
平成六年度		三千五百九十五億円
平成七年度		三千六百三十五億円
平成八年度		三千七百六十八億円
平成九年度		三千七百七十億円
平成十年度		三千八百十億円
平成十一年度		三千八百五十一億円
平成十二年度		三千八百三十億円
平成十三年度		三千七百九十五億四千万円

附 則  
(施行期日)  
この法律は、公布の日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成四年度分の地方交付税から適用する。

3 (土地開発基金費等の基準財政需要額への算入)

平成四年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一  
条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ご  
との単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

**(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)**  
**第一条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百二号)の一部を次のように改正する。**

4 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。た

二 警衛に関すること。  
第二十六条の見出しへ「

第二十六条の見出しを「(課の設置等)」に改め、同条に次の二項を加える。

だし、当該測定単位の数値は、土地開発基金費及び地域福祉基金費に係るものにあっては人「口」の多少による段階その他の事情を参酌して、臨時財政特例債償還基金費に係るものにあっては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

## (交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第一条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成四年度分の予算から適用する。

理由

地方財政の状況等にかんがみ、平成四年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改革等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 警察法の一部を改正する法律案

## 警察法の一部を改正する法律

**警察法**（昭和二十九年法律第六百六十二号）の一部を次のように改正する。

**第十二条**第三項中「保安部」を「各部」に改める。  
**第十三条**第一項第七号中「警衛及び」を削り、同項に次の一号を加える。

第一二十三条に次の二項を加える。

暴力団対策部においては、第一項第八号に掲げる事務をつかさどる。  
第一十四条中「左」を「次」に改め、第一号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

この法律は、公布の日から施行する。

理  
由

の法律に



平成四年二月二十四日印刷

平成四年二月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E